

第百二回 参議院補助金等に関する特別委員会会議録第六号

昭和六十年五月十一日(土曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

神谷信之助君

補欠選任

佐藤 昭夫君

五月十日

辞任

上田 稔君

補欠選任

増岡 康治君

後藤 正夫君

柳川 覺治君

浦田 勝君

吉村 真事君

矢野俊比古君

五月十一日

辞任

上野 雄文君

補欠選任

菅野 久光君

出席者は左のとおり。

委員長

松垣徳太郎君

理事

井上 裕君

伊江 朝雄君

藤井 孝男君

宮澤 弘君

赤桐 操君

穂山 篤君

中野 明君

井上 孝君

岡野 裕君

工藤万砂美君

倉田 寛之君

小林 国司君

田中 正巳君

国務大臣

内閣総理大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

運輸大臣

建設大臣

自治大臣

自衛隊大臣

(総務庁長官)

(国務大臣)

(国土庁長官)

(防衛庁長官)

(国務大臣)

(国務大臣)

(国務大臣)

(国務大臣)

(国務大臣)

長谷川 信君

堀内 俊夫君

増岡 康治君

松岡満寿男君

矢野俊比古君

吉村 真事君

久保 亘君

菅野 久光君

和田 静夫君

桑名 義治君

高桑 栄松君

佐藤 昭夫君

橋本 敦君

田淵 哲也君

木本平八郎君

中曾根康弘君

安倍晋太郎君

竹下 登君

松永 光君

増岡 博之君

佐藤 守良君

山下 徳夫君

木部 佳昭君

総務庁行政管理局長

総務庁行政監察局長

防衛庁参事官

防衛庁長官官房

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁勤務部長

国土庁長官官房

国土庁長官官房

国土庁長官官房

国土庁長官官房

国土庁長官官房

国土庁長官官房

国土庁長官官房

国土庁長官官房

国土庁長官官房

国土庁長官官房

国土庁長官官房

国土庁長官官房

国土庁長官官房

国土庁長官官房

国土庁長官官房

古橋源六郎君

竹村 晟君

古川 清君

西廣 整輝君

矢崎 新一君

佐々 淳行君

平 晃君

宇都 信義君

大内 雄二君

永田 良雄君

北島 照仁君

寛 榮一君

栗山 尚一君

恩田 宗君

小和田 恒君

渡辺 幸治君

大山 綱明君

平澤 貞昭君

吉田 正輝君

行天 豊雄君

面崎 清久君

菱村 幸彦君

阿部 充夫君

厚生省健康政策局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

厚生省保健医療局長

吉崎 正義君

大池 眞澄君

水田 努君

正木 馨君

幸田 正孝君

石川 弘君

徳田 修造君

豊蔵 一君

望月 薫雄君

土田 栄作君

大林 勝臣君

桐澤 猛君

菅野 久光君

和田 静夫君

桑名 義治君

高桑 栄松君

佐藤 昭夫君

橋本 敦君

田淵 哲也君

木本平八郎君

中曾根康弘君

安倍晋太郎君

竹下 登君

間的にも著しく制約を受けることとなった。

このために法案審議の過程において「法案成立までの期間は、現行法があるものであるから、これによって執行し、国民や地方公共団体に迷惑を及ぼさないよう、配慮すべきである。」との意見も出されているところである。

このことは、参議院としての審議権を確保する上で、このような多くの行政分野にわたる補助金を一括法とすることの問題点、予算成立後の後追い審議となる法案提出時期の問題点等を指摘しているものである。

本特別委員会としては、このような問題点に留意し、今後政府の善処を要望するものである。以上であります。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○磯山篤君 最初に、この特例法に関連をいたしました、予算の執行の問題が理事会に預かりとなりました。その点について、委員長としても御努力をされたわけですが、政府の統一見解をまずお伺いをしたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) 公共事業予算につきましては、去る四月二十二日の当委員会において私から所見を表明させていただきましたが、地域経済に与える影響等を勘案し、次のような措置を講ずることとしたしました。

一、四月末から担当各省において箇別所内示を行ったものについて、所管ごとに事業実施額、これは国費でございますが、を申し上げますと、建設省一兆一千四百億円、農林水産省六千三百億円、運輸省二千七百億円、通商産業省百四十億円、厚生省三十億円、計約二兆六千億円となっております。

二、引き下げ対象分のうち積雪寒冷地域等につきまじは、数字的に把握することは難しい問題でありまして、先日私の発言を受けて、各省において地方公共団体と相談しながら鋭意必要な準備行為を進めております。

また、非公共事業予算につきましては、政府は、関係予算の執行のおくれにより国と車の両輪の関係にありまして地方団体の財政運営に支障を生ずることのないよう十分配慮すべきであると考へ、適切な措置を講ずることとしております。

地方交付税の交付につきましては、厳しい国の財政事情のもとで早期交付に努め、四月分として対前年度一・五増の約二兆二千億円を交付しております。ところであります、なお資金繰りに問題が生ずる地方団体に対しましては、その実情に応じ、資金運用部資金の短期融資制度の活用等により十分配慮してまいることとしております。

さらに、今回関係予算の執行がおくれたことにより、地方団体に金利等について実質的な財政負担を生ぜしめることのないよう、国庫支出金を前倒しに早期交付することにより、弾力的かつ適切に対処してまいりたいと考えております。

○磯山篤君 補助金に関連をする問題は後刻本格的に質疑をしたいと思いますが、せっかくの機会でありますので、総理並びに外務大臣にお伺いします。

それはボン・サミットの問題であります。昨日、本会議場で我が党の野田委員から質疑が行われたわけですが、若干補足をしてお伺いをします。

中曽根五原則というものが新聞でも発表になりましたが、これをよくよく私も読んでみますと、従来総理が言っておりました理解という程度を超えるのではないかと、そういう心配が一つあるわけがあります。

それからもう一つの懸念は、従来総理は抑止均衡という説を述べられていたわけですが、この五原則の意味を十分考えてみますと、均衡抑止の域を出るおそれがあるのではないかと、そういう心配があります。

それから三つ目の問題として、本来S D Iはアメリカが提唱した問題でありまして、他国が、第三者がアメリカの真意を誤解してと言えば適切ではありませんが、何も積極的にその解説をして歩く

必要もない、それは本来アメリカ側が行うべきものである、こういう問題意識が三つ目にあります。

第四の問題点としましては、なるほど東西の緊張緩和のために世界の首脳がそれ相当の努力をしているわけでありまして、S S 20あるいはE C 諸国に配置されておりますアメリカの核の問題を考へてみますと、これは米日欧対ソ連という関係よりも米欧対ソ連とのかかり合いが非常に強いわけでありまして、その圏外にありまして日本がえてこの問題について主導的な立場をとることは東西の緊張を逆に混乱をさせる、この懸念も十分にあると思うんですが、それら四つの点について総理のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中曽根康弘君) 私がいわゆる五原則というものをアメリカ大統領との会談で話したのには、先方が今までのいろいろな言ってきたことを整理いたしまして、それをまとめて、そしてそれを先方に確認をした。というのには、ある意味におきましては、我々が理解をしているということの背景にある考え方というものを確認した、そういう意味もあるわけでありまして。

均衡抑止を出る以上のもではないかというわけですが、一方的優位を求めないということにはあくまで均衡である、それからこれが研究を出て開発して展開するしソ連との話し合いをする、そういうようなことはあくまで相互間の理解というものを中心に考えておるわけでありまして。

私がまたいろいろ申し上げましたことは、すべて今まで理解と申し上げたその根拠、背景というものを確認したと、それ以上を出るものではないと、大抵、あの内容は、サッチャーさんと米大統領との会談、あるいはアメリカ側の発言等を整理したものでありまして、先方の考えの背景をただしたということなのであります。

それから最後の米日欧対ソ、米欧対ソという問題でございますが、これはウイリアムズバーク・サミットの政治声明におきまして、安全保障と

いうものは世界的規模で考える、グローバルペーで考えなければならぬ、そういう言葉もありまして、特にアジアを犠牲に行つてはならない。これはS S 20の展開等を考へてみてそういう発言をし、そのために私も努力したわけでございます。

自來、やはり今の核兵器というものは移動可能なものが出てきておるわけでもあります。そういう意味において、アジアや日本の犠牲においてこれらの問題が片づけられてはならない、そういう観点から我々は世界的関心のものと話しておる。これはオーストラリアに参りましたときに、ホーク首相との間で、やはり安全保障というものは世界的関心の問題であり、世界的な関係において考へなければならぬ、そういうことも申し上げておるのであります。一貫した態度を申し上げておる次第なのであります。

○磯山篤君 現在までの抑止均衡の考え方は変わらぬと、こういうふうにならぬとありますが、過日、ゴルバチョフ書記長の発表によりまして、アメリカがスターウオーズ計画を研究あるいは具体的に進進することになればソ連としても対抗措置をとる、こういうふうな言明をしているわけですが、言いかえてみますと、ソビエトの認識としてはさらに緊張が激化する、あるいは宇宙におきまます軍拡が結果として拡大せざるを得ない、そういうふうにとれるような言明が行われているわけ

です。

アメリカや今回のサミット諸国が一方的に、これはソ連への一方的優位を求めるものじゃないというふうに言ひましても、相手側があるわけですね。相手側の理解としては、サミット諸国がそれだけ宇宙戦略に力を入れたとすれば具体的な対抗措置をとる。言いかえてみれば、研究も始めるでありません、あるいは実験の段階に入るかもしれないという問題を含んでいるわけですね。そのことを非常に私も懸念をするわけですが、その点についての認識はいかがでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) いわゆる宇宙兵器の問題については、ソ連も随分研究して先行してい

います。

二

る部分もあるようであります。いわゆるA B M条約の実施については、ソ連はモスコフ周辺に相当数のものを配備して、そして既にこの問題においても先行してある、アメリカはまだやっていないと、あるいはキラー衛星、そういうような問題について、ソ連側は実験がかなり進んでいるという情報もかなり我々のところに西欧筋からも来ておる。そういうようないろいろな情勢を見ますと、ソ連の方がある程度研究が進んでいる部分もあるのではないかと考えられます。

西独の首相が正当性と言った背景には、ソ連がこれだけやっているんだからアメリカが研究するのも正当であるという意味が西独の首相の場合にはあった。私が言った場合は別の意味でありまして、これは非核、防衛あるいは核兵器廃絶という意味において道義的正当性を認めている。私の場合とドイツの首相の場合とはそういう基本的な考え方の方があります、しかしいざいかにせよ、その方にソ連側がかなり進んでおる。また一面において、研究という段階においては検証はなかなか難しい、そういうような面からアメリカ側も研究をする、しかし研究してこれを展開するという段階には相違する、こういうことなのでありまして、ソ連側がいかなるお考えをお持ちであるか確認したことはありませんけれども、そのように両方が話し合つて大量核兵器を削減する、低いレベルに減らしていついつにはこれを廃絶する、そういう方向へ進む一歩となるならば私はこれは考へべきものであると、そう考へておる次第なのであります。

○磯山篤君 外務大臣にお伺いしますが、外務大臣は今回のボン・サミットの帰りに、東西の緊張というものは従来の認識から言えば緩和されてきたというふうな報道をされているわけですが、これはどういふ根拠でそういう言明になったのか、その点が一つ。
それからもう一つは、例えばサッチャー首相とゴルバチョフ書記長との間に書簡の往復がある。非常にユニークな外交だというふうに思ふんです

が、非常に弾力性のある、創意性のある外交関係がヨーロッパ、E Cの中には、特にイギリスにしろフランスにしろドイツ、それぞれニュースは違ひますけれども、独創的なものを持っているわけですね。その点について我が日本の外交というのは非常に硬直的である、そういうふうな非難をされてもやむを得ないというふうに思ひますが、その点についてどういふふうにこれから対処をされていくのか、二つについてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 東西関係につきましては、これは御承知のとおり行き詰まっております。これは米ソの核軍縮の交渉がジュネーブで再開されるようになりまして、また米ソの首脳会談というものがこの秋に行われる可能性というものが開けてまいってきております。そして、これを今回のサミットにおいても推進すべきであるという議論も出されておるわけでございますし、またソ連自体もゴルバチョフ書記長は首脳会談に対して前向きな姿勢を示しているように判断されるわけでありまして、そうしたことから、東西関係、米ソ関係の一つの明るさが出てきたということが全体的に言えるのではないかと、こういうふうに思っております。

しかし、核軍縮交渉そのものは第一回が終わりまして第二回に入つていくわけでございますが、米ソの間にまだまだ大きな開きがあるわけでございますし、また、いろいろな世界情勢から見てそれでは一挙に東西間、米ソ間が展開するかとはいへばなかなかそう簡単にも見通しが立てられない。ですから、一つの明るさというものは出ておりますが、状況としては依然として厳しい面もあるというものが私の認識でございますし、同時に、やはり東西間の緊張緩和、米ソ間の対話というものを推進していかなくやらないというものが今日の世界に与えられた課題であらうし、また日本としてもそのために努力を傾けていかなければならない、こういうふうに思っております。その点につきましては、中曽根総理もサミットにおいて積

極的な発言をしておられるわけでございます。

同時にまた、日ソの間について言えば、残念ながら昨年までは大韓航空機事件等がございまして、非常に冷たい関係にありまして、あるいはまた、日ソ間には領土問題という基本的な対立があるわけでありまして、同時にまた、極東におけるソ連の軍事的な態勢というものが依然として強化されつつあるというのが今日の偽らざる実態ではないかと思ふわけでございます。しかし、全体的にそうした明るさが見えてきておる今日でございますから、やはり日ソ間といえども、この際にその道を探索しなければならぬ、そうして最終的には、日ソ間で領土問題についても話し合える、そういうテーブルに着くような状況に持っていかなければならないと私は思っております。

そのためには、日本としてもできるだけの対話の努力をしたいということ、実はチェルネンコ前書記長の葬儀のときの日ソの首脳会談も踏まえて、日ソ間で今いろいろと対話につきましまして話し合いを進めておりました、ソ連の要人も、副首相を初めとして文化相、その他が統々と日本にやってこられるという状況も出ております。あるいはまた、日ソ間の高級事務レベルの会談というものが今準備もされておるわけでございまして、そういう中で、何とか懸案となつておりますグロムイコ外相の訪日を求めていきたい。幸いにいたしまして、ソ連側もこれまでと違った柔軟な姿勢を示しておるようでございまして、近く日本としても文化協定についての日本側の案をソ連に提案することになっております。

その他のいろいろな面でのソ連との経済あるいは文化、人的交流、そうした具体的な面でのこれらの交流も具体的にひとつ進めてまいりたいと、こういうことでありまして、今の状況からいいますと、日ソ間はだんだんと改善の可能性というものが出てきつつあるのではないかと、この機をやはり外してはならない。こうした米ソの首脳会談が行われるという状況にあるわけでござい

から、やはりこの間に日ソ間の関係改善というものも進めていくべきではないかということ、今準備を進め、努力を重ねておるわけであります。

○磯山篤君 総理並びに大蔵大臣にお伺いしますが、今回のボン・サミットで、昨日総理も言われておりましたが、三十年前ぶりに大型の税制改正をやりたいと考えている、こういうことをサミットの中でも言明をされているわけでありまして、それから先日、九日の日でしたか、与野党の代表間におきまして減税の問題を含みます合意が行われているわけであります。したがって、党もそうでありまして、なかなか政府としては、このボン・サミットで説明をされたその精神を具体化する必要があるだろうし、それから与野党合意の減税についても具体的に着手をしなければならぬ、そういう段階にきていると思ふんです。

そこで、もう一つの条件を加えるとすれば、今度の経済宣言をよく読んでみまして、それぞれの国の努力もあると思ひます。しかし、米国にいたしましてもあるいはE C諸国にしてみても、短期的にこの構造的な問題が解決をする、あるいは効果を上げるということとは非常に期待が薄いと思ふんです。勢い、その部分が日本にかぶさってくる、このことは大いに考えられることであります。アメリカもあるいはE Cも減税というものを考えつつ民間活力を引き上げていきたいというふうな構想のようでありまして、日本の立場からいいますと、今財政の出番がなかなかないわけ

です。そこで、昨日言明されました大きな税制改正、それから与野党間の減税という問題について具体的に政府自身が取り組まなければならぬ段階にあると思ふんですが、最近の大蔵省の態度は非常に消極的であるというふうに懸念をしております。どういふふうなその点を対処されますか、具体的に明らかにしてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) まず私から申し上げます。まず、経済宣言の基礎になりますのは、集まり

ましたその日のワーキングディナー、これは大蔵大臣だけでございます。それから翌日の大蔵大臣だけの会議、昼飯、午後全体会議がございまして。そしてその後が大蔵大臣だけ、そして翌日の午前中がまた今度は全体会議と、こういう経過をたどつてこの宣言に最終的に至るわけでありまして、私どもがその会合の中で話し合いますのは、大蔵大臣と申しまして七人でございますので、毎度会つておりますから各国の事情はそれなりに相互理解はできておるといふ前提の上で議論をするわけでありまして。

そこで、税の問題ということになりますと、今稲山さん御指摘なさいましたが、今各国が税に対するどういう考え方を持っているかと、こういう説明から始まるわけでありまして。今の場合は、私が一番古くなりましたので、日本の大蔵大臣から説明をするわけでありまして。

したがって、国会で議論を重ねてまいつております、いわばシャープ以来の技術的税制改革を、日本としては中曽根総理が公平、公正、簡素、選択並びに活力という基本的考え方を示して、国会の議論等を正確に税制調査会に報告することにより技術的幅広の検討に入っていくという経過になっておるといふのがおおよそ私の説明の大筋でございます。それからアメリカは、御案内のとおりの方でございます。ただ、これは増減税ゼロといいますが、中立である、こういう考え方でございます。それぞれ国の置かれておる状況を正確にお互いが議論し合う、こういうことがコミュニケーションがつながっていくわけでございますので、税制の基本に対する考え方というのは、今まで国会で申し上げておることを正確に披露しておるわけでありまして。

一方、与野党の問題というのは、これは当然のこととして存在しておりますので、総理からお答えしておりますとおり、今日の状態では、この合意の推移を見守つておつて、それを尊重するのは当然のことでございます。政府側としては、いつものことでございますが、その場合、こういう問題

点に対する資料を持つてこいとか、見解を出せとか、そういうことに積極的におこたえしていかなければならぬといふのが与野党の合意に対応する政府の姿勢であると思つております。

それから日本にいわば機関車、ちょっと表現は違いますが、そういう期待があるかどうかという思いを込めての御質問であらうと思ひますが、機関車論というのは、先進国とも失敗だつた、あれによつて高金利をもちたし、財政赤字をもちた。したがつて、まず他にその機関車の役を求めようともみずから抱えておる問題をいかにして解決していくかといふのが先進国としての各国のあるべき姿ではないか、これは私は最大公約数であつた。

したがつて、最大公約数的に節度ある財政金融政策の維持強化、あくまでもインフレなき持続的成長を求めていくといふのが最大公約数であり、日本がみずから心していかねばなりませんのは、これは四月に発表しました対外経済政策を誠実に着実に実施していくといふこと、そしていわばデレギュレーション等による内需の喚起に對しての努力をしなければならぬといふ自己認識をも含めたことを宣言として発表し、こういう経過にならうかと思つております。

○稲山篤君 私の質問に正確に答弁をされていません。しかし、この場で論争しておりましてもちが明きませんので、別な場所でも減税の問題についてほつと専門的にやりたいと思ひます。さてそこで、冒頭委員長が委員長見解として政府に善処を求めたわけですが、これについて総理大臣、どのようにお考えでございましょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 一言で申し上げますれば、この委員長見解の御趣旨を体しまして今後とも努力してまいりたい、そういう考えでございます。

行革関連の内容とするものも一つ一つのグループであります。全く性格的に違ふものをまとめて一本で出してきた、そういうところに法案提出上の問題点がまず第一にあるわけですね。

それから二つ目の問題は、予算成立前に具体的に補助金をカットするといふふうな内容の法案として審議をして、あらかじめ決めて、それを予算の中に編成していく。これは昭和五十六年に行革特別委員会が行われまして、行革関連の諸問題が審議をされて、事のよしあしは別としまして、決定されたものが昭和五十七年、八年、九年の予算の中に編成をされておるわけです。これが通常の手順だと思ひますが、今回はそれが逆になつていくわけですね。予算は通つてしまつた。法案はまだに審議をしていく。こういう二つのものについて政府に要望しているわけです。

ですから、総理はごく精神的な受けとめ方をされたわけですが、大蔵大臣、委員長が要望されたものは、少なくとも今私が申し上げた二つの問題が要望の柱になつていくわけです。具体的に御答弁をいただきたい。

○国務大臣(竹下登君) 委員長見解を分析してのお尋ねでございますが、委員長見解は私も大筋今おっしゃつたとおりの見解だと受けとめております。まず、法律の出し方については私は二つの問題があるのかと思ひます。

一つは、全く性格を異にする行革関連法の延長とそれから補助金と内容とするものとを合併した内容をもつて法案の提出を行つておるといふ問題と、それからいま一つは行革関連法案で五十六年に措置していただきましたときのように、まず政策ありき、その後予算が登場する、これが考え方としては正しいではないかと。法律の問題ではこの二つであらうと思つております。

持つ法律を一本にして提出することについての合理性でも申しましようか、そういうことを私どもは整理をいたしましたわけでありまして。

それから二番目の問題は、確かに私は五十六年度のときのやり方というものは、よかつたと言つて表現が適切でないかもしれませんが、一つのあるべき姿であつたと思つております。ただ、予算編成に当たりまして、とにかく一般歳出の四割を占める補助金といふものに集金をいたしまして、私どもはこれをどうしようとしてカットするか、ぎりぎりの段階で合意を見たといふ事実が一つは御理解をいただきたいところであります。

そうなりますと、せめて今の御趣旨に沿うにはどうするべきかといふところで、平素は予算案が提出されまして、その関連法律案といふものは二月の第四週の火曜ないし金曜といふものを提出期限とするわけでございますが、今回は予算案と同時に国会へ提出するといふことにおいてその誠意をお示し申し上げるべきだといふことで提出をさせていただきます、こういうことになるわけでありまして。

したがつて、これらの問題のあり方につきまして、私はいわゆる連法でないからいいじゃないですかといふような聞き直つたお答えをしようなどということは毛頭考えておりません。そういう経過を御説明申し上げますと同時に、やはり今度の委員長見解に示されたところの冒頭にございまして「予算成立後、かなりの日数を経過した後に、たつたために法案の審議が内容的にも、期間的にも著しく制約を受けることとなつた。」と、そういう前提を踏まえての委員長見解につきましては、今後あらゆる機会、政治姿勢としてその御趣旨を体しながら対応すべきものであるといふふうに考えております。

○稲山篤君 私は、しばしば法律案の提出について、特に大蔵委員会では指摘をしてまいりましたが、ことしも去年もおとしもすべてそうでありましたが、財源確保の法案といふのを見れば一目瞭然であります。その手法が今回もと行われてお

りまして、まことに私は遺憾、残念だと思つてゐる。

確認をいたしますが、今後全く次元の違うもの、内容の違うものを合併して法律案として提出するようにはいたしません。いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) 今後に対する問題でございしますが、この委員長見解、そして磯山さんの御趣旨というものは絶えず念頭に置いて対応すべきものであると考えております。ただ、これはいわば一本の法律として御審議いただくべきものかどうかと判断基準によつては、そのときどきの主観の相違もあるいはあるうかなと、こういう感じがいたします。

○磯山篤君 すつきりしてない答弁でありまして、まことに遺憾であります。

それと同時に、二つ目の問題は、先ほども指摘しましたが、五十六年の行革特別委員会の審査のようにオーソドックスな手続をとつて、政策があらかじめ決められて、あるいは方向が出されて、その後で予算に組み込んでいく、こういう手順がよく常識的でありますし、また国会の審議を行う場合もその方が妥当だといふふうに思ふんです。今後は今回のような方法はとらないといふふうに言明をしてみますか。

○國務大臣(竹下登君) 委員長見解並びに磯山さんの御趣旨は十分体してこれらも対応していきたい。ただ、言明しろと仮におっしゃいますと、いわばあり方につきまして来年度予算編成時までに協議を重ねて結論を出そうと、こういうことになつております。そうなる、現行の財政法の十二月中に予算を提出するといふのは、許容されて一月に提出していただいております。しかし、その前にいよいよ補助率関係の法律を審議していただくということになると、ちょっと今日の段階で臨時国会をあらかじめ予測しなきやならぬといふようなこともあり得るやうな、今とつさに聞きましてそういう印象も受けましたので、その点について、今後補助率の大きな改正にかかわるものについては五十六年の行革関連特別

方式をとりますということを断言するにはいささかちゅうちょを感じております。

○磯山篤君 戸惑いをするのはこちらの方でありまして、政府の方は正規なルールで国民の信頼を欠かないようにしなさいかぬ。これはまだ詰めなきやならぬと思ひますが、先に行きます。

それからその次に、大蔵大臣と自治大臣にお伺いしますが、今回の内容は列挙してみますと五つあるわけですが、原則今年度限り、こういうふうに行なわれていくわけですが、具体的にひとつ一項大蔵大臣、例えば補助規定の削除について終期はこういふものである、高率補助の終期はこれであるといふふうに、具体的に今年度限りといふ意味合いを説明してもらいたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) これは本年一年限りの暫定措置であるといふ意味においては、すべてを含めてこれは暫定措置でございしますから一年限りと、こういうことになります。ただ、三大臣間で申し合はせもございします。いま一度次の予算編成までに予算のあり方について徹底した議論をして結論を出そうと、こういう申し合はせがございします。言つてみれば暫定措置で、そして今後補助率は単純にもとに戻りますといふことを申し上げるわけには、三大臣申し合はせがありすからこれは言えないといふふうに思つております。

それから終期の問題、ただ中に一つ、その暫定措置の中で法律が改正されておる内容で、いわゆる一年といふものでないものがあつたと思ひますので、その問題につきましては事務局からお答えをさせます。定かにすらすらと覚えていないものでございしますから。

○磯山篤君 大臣が言われました前段については問題が非常に大きいので後ほど譲りますが、では一つ一つお伺いしていきましよう。

第一の補助規定の削除、これは今年度限り。今年度限りのその意味はどうなのか。それから二つ目の補助規定の交付金規定への改正、この七つの法律が来年三月三十一日になると

どういふふうに衣がえをするか。

それから補助金臨時法の措置の恒久化、六つの法律について来年三月三十一日という姿になるのか。

行革関連については一年延長でありますので、これは来年三月三十一日になればもとに戻る、こゝろいふに理解をすべきものと思ひますが、いかがですか。

高率補助につきましては、先ほど大臣から三者の話し合いという問題がございましたが、この部分は非常に重要でありますので別途お伺いをしなすけれども、事務局としては来年三月三十一日になつた姿をどういふふうに考へているか具体的に答弁をいただきたい。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員がおっしゃいましたように、今回の法案の中身は五つに分かれております。そのうち最初の三つの項目につきましては、これは法案に恒久措置としてお願い申し上げていくわけでございます。あとの二つ、そのうち四番目にありますのが行革関連特別法の一年延長、それから最後に、五番目にございしますのがいわゆる二分の一超の補助率の引き下げの特例、これにつきましては暫定的なものとして法案の御審議を願つていふこととございします。

そこで、この恒久的措置の部分につきましては、補助率の規定の削除及び補助規定の交付金化あるいは補助金臨時法の措置の部分、いずれもそれぞれ制度といたしまして定着してきておる等の理由から、これを恒久化するのが適当であるといふことで法案に盛り込んでおりますので、したがって来年度の三月三十一日までの一年限りではなくて、引き続き恒久的なものとして今回御審議をお願いしているものでございします。

そこで、四番目の行革関連特別法の一年の延長の部分でございしますけれども、この中にはいろいろのものがございます。そのうち特に厚生年金、共済年金の国庫負担の軽減措置、これにつきましては現在抜本的な改正をお願いしているところとございします。したがって一年延長後、その改

正と絡んでどうなつていくかということになると思ひます。その場合には現行のこの行革関連特別法による特例措置をそのまま延長することはやはり問題があるので、その際に改めて考へていくといふことにならうかと思ひます。この範疇に入りますのは、児童手当に係る問題につきましても現在制度改正を検討中でございしますので、同様の取り扱いにならうかと思ひます。

その他の部分で細かく申し上げますと、いわゆる農林公庫とかあるいは住宅公庫の貸付金利の問題でございしますけれども、これにつきましては、既に制度改正等が行われておりますので、六十一年度以降につきましてはそれに吸収されていくといふことになるわけでございます。

その他細かい点につきましては省略させていただきます。○磯山篤君 自治大臣、この五つの項目の中の一、二、三は恒久化するものであると、そういう答弁がありましたが、その認識と同じでいいですか。

○政府委員(土田栄作君) 同じ認識であります。○磯山篤君 さてそこで、高率補助の問題について三者の申し合はせ、了解があるといふふうに承つていくわけですが、これは本来国と地方の役割なり機能、そういうものがしっかりと議論をされて、その上で費用の問題あるいは行政システムの問題といふものがきちつと整理整頓をされなければならぬと思ひます。大蔵大臣と自治大臣と厚生大臣だけで話の済む仕組みのものではない、臨調も行革審もつと広範に物を指摘しているものと私は認識をいたします。その点について総務庁長官いかがですか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 国と地方の間の役割、機能分担、それに伴う財政負担の問題、これはおっしゃるやうに、やはり基本的には身近な行政といふべきか、これはできる限りは地方に任せたいと思ひます。こういう問題は国と地方の基本的な関係にわたるものですから、十分議論を尽くしてやるのが望ましいといふことは申し上げる

までもありません。ただ、今回の措置については、厳しい財政状況を背景にして予算編成の過程において出てきたということでございますから、それだからこそ昨年あいつた最終決着は、ともかく一年間の処置で、ことし一年十分三者の間でそういった点を踏まえて協議をして結論を出そう、こういうことになったものと、かように私は理解をいたしております。

○**磯山篤君** 三者で特に協議をしなければならぬ分野もあることは承知をします。しかし、今臨調や我々あるいは地方の公共団体が言っております中央と地方の機能あるいは費用の分担というのはそんな狭いものを指摘しているわけじゃないですね。現在ありますものを見ましても、国の行政を知事に委任しております機関委任事務であるとか、あるいは自治体行政に国が監督権限を持つ国の関与というものもあります。それから法律で自治体の機構、職員の配置を義務づけた必置規制という問題もあります。そのほかに、いうところの専管事項というのが存在しているわけですね。

したがって、私は三者で部分的に協議することは否定をしませんけれども、少なくとも補助金の問題に手をつける以上、中央と地方の行政の機能のあり方、システム、あるいは費用の分担、そういう基本的な問題が整理整頓をされなければ、これは部分的な話だけで済むものじゃない、そういうふうに思いますし、また、ことごとく臨調もそういうふうな指摘をしているわけです。くどいようですけれども、その点について、所管の後藤田長官、それから総理としても、去年はいろいろな地方公共団体の会議に出て十分説明をされているわけです。また地方からの、知事からの意見も受けているわけです。したがって、それらを踏まえてお二人からお伺いをしたいと思うんです。

○**国務大臣(後藤田正晴君)** おっしゃるように、やはり基本的にはそういう機能分担、役割分担、こういふことからきちんと整理すべきである、これはもうおっしゃるとおりだろうと思いま

す。ただ、厳しい財政状況を背景にして、やはり補助金全体についての合理化といえますか、あるいは高率補助等の見直し、こういう点については予算編成に関連をして行革案からも御意見が出ておりますから、そういったようなことで今回の処置はとられたものであろう、私はさように理解をしておるわけでございます。

おっしゃるように、もちろん国と地方との関係については、許認可権限の移譲であるとか、あるいは国の関与、必置規制、あるいは機関委任事務の整理、こういった点を従来からも国会にお願いをし改正をいたしておりますけれども、これで十分だとは考えておりません。したがって、機関委任事務の合理化の問題であるとかあるいは権限移譲、こういった問題は依然として行革案に審議をしていただいております。本年の七月ごろに答申が出るはずでございますから、それを受けて政府としては所要の改善措置を講じたい、かように考えておるわけでございます。

○**国務大臣(中曾根康弘君)** 総務庁長官の答弁のとおりでございます。

○**磯山篤君** 総理にもうちょっと具体的にお伺いしますが、中央と地方は機能も機構も分担も役割も違いますが、中央と地方を考えたとき、それは信頼関係でもっている、そういうふうな思いでいいですね。さらに地方にしてみますと、高度成長時代と違っていて、最近健康者も身体障害者ともに生きられる町づくり、あるいは豊かな生きがいのある町づくりというふうに非常に独創的になってきたわけですね。したがって規制や規則に縛られることが地方の地域住民の福祉を向上する上にとって非常に阻害を現に受けているわけですね。

そこで総理、お伺いをしますが、補助金カットというのは、これは地方への財政的な犠牲の転嫁でありまして、国も財政が厳しいから地方もひとつ協力してくれというふうなことだけで責任を転嫁したり、あるいは費用負担を転嫁することは非常に信頼関係を失うことになるわけですね。現に、

知事会議の議事録を読みますと、東京都の知事も同じことを言っております。埼玉県知事もそうです。滋賀県の知事も同様のことを異口同音に述べているわけですね。信頼関係を壊すということは機能が麻痺するおそれがあるわけですね。

したがって、今回の補助金のカット問題というのは、例えばどうしても財源上の協力をしてくれということならば、節約をする枠を示して、中身、どれをどういうふうにするかを地方に任せてもいいじゃないかというふうな説が地方自治団体の長からあったわけですが、そういうふうな方法もとれなかったのか、とる意思がなかったのか。逆に言いますと、信頼関係を壊してまでも補助金カットを推進する、そういう気持ちで昨年の夏から進めてきたのか、その辺のありようについてはいかがでしょうか。

○**国務大臣(中曾根康弘君)** 中央と地方は、磯山委員お示しのとおり信頼関係であくまでいかなければならぬと思っておりますし、私は信頼関係は保持しているものと考えております。要するに国民生活を分担し合っておりますのでございまして、両方とも責任を持っておりますのでございまして、国が分担する地方が分担する、法律等によりましてそれが決められておるわけでございます。そういう場合に両方で助け合う。地方が困ると困っているときには国の方で手助けするとか、国が困ると困っているときには地方の方で便宜措置を講じてあげる。しかし、その場合でも、お互いの間で助け合いをやって過重な負担を一方にかけないように、長期的な見通しの上に立って両方が共存していけるような方途を講じていくということが正しい姿であり、そういう姿のもとに今回の措置は行われている。

それで基本的には、磯山さんのおっしゃったようにふるさと論であるとか、あるいは独自の町づくりとか、そういう方向が顕著になってきたことは私は非常に前進であると評価しておるものでありまして、地方公共団体がその独自性を発揮する

ように中央としても御協力申し上げる、この基本精神は私は守っていきたくて考えております。

○**磯山篤君** 総理のそういう認識に立つとするならば、補助金カット、高率引き下げという部分については言いますと、来年三月三十一日とはもとに戻す、これは今年度限りの措置である。なお、どういうふうにするかは全く別の次元で、別の舞台で議論をして整理してかかるべきものと思うんですが、大蔵大臣どうでしょう。三月三十一日になりましたらもとに戻すと。三者協議というのは、もっと大きな中央と地方の機能分担の議論の中の部分的な話でありまして、大きな話をやり、部分的な話もやって、それはそれとしてそれが十分に合意ができたときに考えればいいことである。その意味では、今年度限りというものは来年四月一日にはもとに戻る、こういうふうには我々は理解をいたし、そうなければ信頼関係はもって壊れてしまふ、こう思いますが、いかがでしょう。

○**国務大臣(竹下登君)** 国と地方との間のいわゆる信頼関係、これが何よりも大事である、この認識は私も等しくしております。したがって、補助率のあり方については国と地方との間の役割分担、費用負担の見直しということで、私どもは費用負担の見直しという観点からこのたびも議論をいたしまして、ではというので現状においては暫定として一年と。しかし、やはりこの問題は議論を詰めていかなきゃならぬということについての三大臣合意がなされたわけでございますので、いわば補助率、費用負担のあり方についての政策論議はこれから各方面の意見を聞きながら、国会、行革案、あるいはそれぞれの所管の団体等々の意見を聞きながらこれを詰めていくわけでございます。今、今のは一年限りの措置にして、その後新たにスタートしてもっと広範な角度で国と地方との役割分担、費用負担のあり方をやるということになりますと、ちょうど私どもが去年の八月時点でやった議論をもう一年先送りして議論を展開するということに結果としてはなるうかと思

うわけでございますので、やはり私どもとしては来年度予算編成まであるべき案についての議論を詰めていこうと。もとより三大臣だけで詰めるというのはいくらも問題が大きいではないかと。そのとおりだと思います。したがって、各方面の意見を聞きながら、最終的には内閣一体という形におきまして閣議決定をしてそういう方向を打ち出さなきゃならぬ課題ではなからうかと思ひます。それから先は貴重な御意見でございました。地方自治団体に、言ってみれば総額抑制の中で自治体の自由裁量というものを大きく生かした方がいいんじゃないか、こういう御意見を交えた御質問がありました。その問題を議論いたしますと、時に富裕団体としかからざる団体との相違、それから第二交付税的な物の考え方の議論にも通じますので、議論としてはいつでもある議論でございますけれども、現状の仕組みの中ではなかなか一概にその手法をとることは難しい課題であるというふうに考えております。

○稲山篤君 大蔵大臣の答弁は纏の下に何かあるという感じが非常にするんです。推測をしてみますと、今年度限りというものをもう一年延ばすという意図もないわけではないと。それから新たに枠をもっと広げてつけ加える、そういう意図もあるような感じがするわけです。それから今十分の八あるいは十分の七、そういう計算の補助がグループをなしておるわけですね。これを少し格差をつけたら節約を求めます。なおかつ、最近出ております地方財政富裕論というものの藉口をして、そこから金を召し上げるためにもこの手の法律というものを残しておく、そういう意図もあるやにどうも推測ができます。そうなりますと大蔵大臣、ますます中央と地方の信頼関係というのが崩れますよ。協力なんかしなくなりそうですよ。そこで、もう一度もとに戻りますけれども、今年度限りというのは来年三月三十一日までである、この法律に関する限り。思い切ってそういうふうな決断はできないでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、中の法律で恒久化するものを除けば一年限りの暫定措置であります。したがって、このままであれば恒久措置以外の問題は一年でもとに返る、こういうことになるわけでありまして、この議論はいわば役割分担と費用負担のあり方についてという角度から入った議論でありまして、今稲山さんがおっしゃいましたように、基本論をまず一年かけてやらうとだ、その先で六十一年度予算から実施に移したかどうかという角度からの議論もしたあけく暫定措置としての結論に達し、そして今後の問題でございますから、私といたしまして、これはまさに一年で、来年はこの種の法律、いわゆる補助率の改正あるいは補助率をいらいやうな法律をお願いする考えはございませんといい言明をすることとは、私はこれはできないことではなからうかというふうに思ひます。

○稲山篤君 今回の法案にかかわらず、その他でも今年度をもって廃止する、あるいは廃止するものとする、今年度限りとする、いろいろな表現が使われた法律がたくさんあるわけです。それで、私は先ほどいろいろ推測をしながら大蔵大臣の腹の内を申し上げたわけですが、そういふふうには勘ぐられないようにして整然と財政再建なりあるいは中央と地方のあり方について議論をするのであれば、きちっとけじめをつけて信頼関係の中から論争をすべきもの、私はそう思ひます。しかし、これだけやっておりますとあれです。で終わりますが、私は大変不満です。いいところまでは言明しておりますが、なお余韻を残しておるところが非常に懸念であります。これは十分に後から追及をしてもいいです。

それから行革関連であります。昭和五十六年十一月十日、当参議院の行革特別委員会での私の質問に対し、渡辺国務大臣あるいは村山国務大臣、いずれも答弁をしております。財政再建期間というものを当時は指定をしまして、五十九年度までに赤字国債依存体質から脱却をする、それが過ぎたならば財政事情を考えながら返済も十分にしたい、こういう趣旨の答弁でありました。これも各党から相当追及を受けました。既に赤字公債依存体質五十九年脱却というのは六十五年になりましたから、私はもうそのことを追及することはしません。が、しかし当時の答弁の趣旨から言へば、いろいろな努力をして返すように最大の努力をするという精神がその当時はあったと思う。そうでなければ、財政再建後返済をしますということとは口が腐つても言えないはずだと思ひます。ところが、この三年有半を見ておると、努力をしなければならぬと言ひませんけれども、効果は全く上がってない。財政基盤はますます悪くなっているというふうには思ひます。その点、大蔵大臣、今になってどういふふうにお考えですか。

それから財政再建期間、もう六十年を過ぎていくわけですが、どういふ努力を払って厚生年金などの返済について努力をされるおつもりであるかどうか、具体的ににお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは稲山さん御指摘なさいましたとおりです。五十九年に赤字公債依存体質から脱却しよう、という第一期目標があった。これが世界同時不況のもとで不可能になって変更せざるを得なくなった。そして、六十五年に新たにこれを設定させていただいた、こういうことになるわけでありまして、したがって、私はあのときに約束したものは、その精神は今日も依然と続いているというふうには考えております。すなわち、そういう体質が取り戻したら、これは可及的速やかに正確に返済していく、こういうことの精神はそのまま継続しておるといふふうに考えております。

ただ、この問題でも、おまえはそう言うけれども、一年限りの措置として法律は出しているんじゃないかと、確かにそうであります。六十五年の財政再建まではという出し方はもちろんいいないわけでありまして、これについて六十一年度以降どうなるかということになりますと、厚生年金と共済年金の国庫負担の減額措置と児童手当にか

かわる特例措置、これにつきましては六十一年度からそれそれ制度自体の改革の実施が一応予定されておるわけでございます。したがって、六十一年度以降において現行の行革関連特例法によるこの特例措置をそのまま延長するということは、私はこれは問題があらうというふうには考えます。

それからその他の措置でございます。すなわち公的保険事務費、いろいろの問題がございまして、これは行革関連特例法全体として、今の三つは除きまして、全体としてどうあるべきかという取り扱いにつきましては、総合的な検討をする中で結論を得ていかなきゃならぬ課題だといふふうに考えます。したがって、今までにお約束しておる問題につきましてはその基本的考え方は変わっておりませんが、単年度の措置としてお願いしておりますから、六十一年度以後の措置といふものは、先ほど申しました三つ等は除いて他の問題をどうするかということは、今後いまだに総合的な検討の中で結論を出していかなきゃならぬ課題だといふふうに思ひます。

○稲山篤君 十分ではありませんが、前に進みます。

自治大臣と厚生大臣にお伺いしますが、国民健康保険の改正が行われ、退職者医療制度が導入をされました。昨年の論争をするつもりはありませんが、それぞれの省庁、あるいは地方公共団体でもいづれも財政が結果として赤字処理になる可能性が強い。それも膨大な赤字になるという推計が出ているわけですね。その数字的に見通しが立っているかどうか、それからこの赤字の処理をどういう形で国が責任を持って負うのかどうか、それから根本にさかのぼりますと制度そのものに問題点ありというふうになるわけですから、その手直しをどういふふうにするかという計画を進めるか、この三つについてお二人の大臣からお伺いします。

○国務大臣(吉屋信子君) 今先生の御質問の問題は、知事指定団体あるいは全国の町村会から非常に強く要望をされておるところでありまして、私

も大変強い関心を持っておるところでございます。それで、国庫補助制度の変更に当たりまして、退職者医療制度——その当時は四百六万程度見込まれておったものが、御承知のように所管省の説明では本年二月末で二百六十四万程度と見込みよりも少なくなっております。適用者数の見込み違いと申しますか、見込みが四百六万程度というものが二百六十四万程度になったということになります。国民健康保険に及ぼす影響は非常に大きいものであります。今申し上げましたように、この一月の終わりのころから、全国町村会を初め地方団体におきましては国保財政の急激な悪化を非常に懸念されていることは先生も御承知のとおりでありまして、私もいたしましては、厚生省が実態調査をされるということで、厚生省にその対策をできるだけ早くやってくれということを求めているところでございます。

自治省といたしましては、退職者医療制度の創設等の制度改正によりまして、市町村国保の全体として大幅な保険料水準を上げる、こんなような、今おっしゃるような事態が生じないように、実は現実の問題として非常に高い保険料を上げざるを得ないようなところもあるのでございます。こういう事態が生ずることのないように市町村国保の実態を踏まえまして所要の措置が講ぜられるべきものであると考えておりまして、健全な国保財政の運営が確保されるように所管省に要請を行っておるところであります。その適切な対策が講ぜられますよう最善の努力をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

○国務大臣(増岡博之君) 数字につきましては先ほど自治大臣からお答えになったとおりでございます。この対象者数を何人に見るかということにつきましては、年金受給者の数やその方々が国保に加入している状況等につきまして既存の各種統計に基づいて可能な限り正確に推計したものでありますけれども、しかし現実の問題として、当初見込みを下回っておくことは事実であります。したがって、市町村国保への財政の影響のい

かにつきましては、現在五十九年度の実績に基づきまして調査を行っておるところでございます。その結果を待ちまして退職者医療制度そのものの正確な影響額の実態を把握する所存であるわけでございます。統計に頼ったため、それが既存のものでありましてかなりの差を生じておるわけでございますけれども、この問題につきましましては、実態調査の結果を踏まえまして国保財政の安定的な運営を図る上で所要の方策を検討してまいりたいと思っております。

なお、制度自体についてのお尋ねでございますけれども、この退職者医療制度は、サラリーマンのOBが国保に加入することによって、医療の必要が高まっております高齢者になったときに入るわけでございますので、その間のいろいろな正、改善を考えたということから充足をいたしておるわけでございます。すなわち、端的に申しますと、この人たちの医療費については被用者保険全体でこれを幾分か負担をしていただきたいという立場でございます。医療保険制度の公平を図るという立場からは妥当な措置であったというふうに思っております。

しかし、考え方としてはそうでありまして、対象者数が当初見込みを下回って国保財政の負担が増大する結果となっておりますわけでございます。これはこの制度そのものについての問題点ではなくして、その数字の把握あるいは運用の面での問題があったと思っております。この制度そのものにつきましては各方面から多少なりとも評価を得ておるものと考えております。したがって、今後、先ほど申し上げました実態調査の結果を踏まえまして、市町村国保の安定的な運営に支障が生じないよう方策を検討してまいりたいと思っております。

○鶴山篤君 念を押します。保険料を猛烈に上げないと始末がつかないというところで現実にはかなりの引き上げを行っている、検討しているところも現にあるわけです。それから五十九年度分についてまだ概況しか私はつかん

ではおりませんけれども、これも数百億、数千億円に近い赤字が出るわけです。これは単に見込み違いというふうなものでなくして、これはこの退職者医療制度を導入する場合の全く検討不足なんでありまして。

そこで、結論だけ申し上げますと、国の責任において財政的なものは処理をする、市町村は自分のところの一般会計を取り崩してこの赤字を埋めるといふふうなことをしない、させない、そういう処理をすることを私は期待しますが、その点いかがですか。

○国務大臣(増岡博之君) この国保財政につきましては従来からいろいろ問題点があるわけでございます。すなわち保険料並びに給付であります医療費の適正化、こういうことも過去の歴史といふものをこの数年間にわたって考えてみなければならぬと思っております。ですから、今日この退職者医療制度そのものの影響につきましては、調査の結果、十分に対応してまいりたいと思っております。

○鶴山篤君 終わります。

○高桑栄松君 それでは質問をさせていただきますが、最初に総理大臣にお願いをいたします。行政改革は、合理化によるチープガバメントを目指しているというふうに理解してよろしゅうございますか。

これは過去この十年ぐらいたったと見ますと、大体予算関連法案がまず多いときで六十六本なんというときもございまして、そのときは法案自体が百二十本あったわけでございますが、半分ぐらいが予算関連法案でございます。したがって、それは従来から国会で御審議いただきます場合には、予算を提出し、そうしてその予算の使い道を決めたその法律が一緒に提出されないのであるかというところまでがおおむね議論の限界だったかなと。それはその議論はわかりませんというところで、たしか昭和四十五年か

○国務大臣(中曾根康弘君) それも一つのたらくらうと思っております。

○高桑栄松君 それでは次に大蔵大臣に質問をさせていただきますが、これは前の第一国会の本会議で私が大蔵大臣に教えたことだと思っております。質問をいたしましたことでございますが、予算と

六年からだと思ひますが、では予算関連法案についてだけは二月の最終の週の火曜日から金曜日まで、つまり週末により遠い方と申しますか、そのところから初めて決めて、それならばよからうと。ちょうどその時期は、常識的に申しますと、衆議院で予算が審議され、おおむね総括が終わって一般ぐらゐるときに常識的にはなるわけでございますが、そういうようなときで、いわば話し合ひでそういうのが、だからあのとき通例という言葉を使いましたが、そんな慣例とでも申しましたか、慣行になつてきております。が、しかし、したがってこういう手法をとらしていただいておりますが、今度の問題になると、いわば五十六年の行革一括法のときぐらゐないタイミングで出して、十分政策論議をした後になすべきではなかつたかという趣旨は私も理解できます。

そこで、このことにつきましては、まず予算編成に際して、一般歳出の約四割を占めます補助金というものを、勢いやはり予算編成する立場からはそこへ焦点をまず当てます、我々といいたしまして。そうして各種客申のいわゆる高率補助率の引き下げということ、そして整理合理化ということをやれということに基づいて予算編成を行つて、今度の問題は関係各省庁ぎりぎりの調整が行われた結果、それがまさに予算編成の最終日にまでこの問題はかかったわけでございます。したがって、そういう状態にできなかったからせめてものという表現は国会の答弁記録としては適當でないかも知れませんけれども、一月二十五日に、じや予算と同日に出すことによつて我々の姿勢をお示ししようじゃないかということで提出したという経過にあるわけでございます。

ただ、今おっしゃつた社会人としての企業等の総会等からする常識は私もよく理解できますが、国の予算ということになりましていろいろ問題点もございまして、すべてその手法で、まあ言つてみれば一つは来年、次の年度の政策を決める国会とそれからそれに基づく予算国会という議論はプロの間でもなされた議論でございしますが、通

年国会になつちやうのじゃないかという議論も一つはございします。そうすると、もう少しがらがらぼん——まあがらがらぼんといひますか、崩れてみまして、例えば予算は十二月提出するを常例とすると書いてございしますけれども、一遍も提出されたことはございしません。すると、それらは変えべきじゃないかと、いろいろな議論がございまして今日に至つておりますが、この種のことを客観的にどう見るかは別として、大改正は行革特例法の国会のときのようにやつた方がよかつたじゃないかと言われれば、その議論は私はいただけ議論だといふふうに思ひます。したがって、ぎりぎりまでやりましたのでその手法がとれませんでしたが、これは事情の説明であり、ある意味においては弁解とおとりいただいてもこれはやむを得ないと思ひます。

○高桑栄松君 今、大臣言われた財政法、十二月に出すことになつてゐるけれども、二月だと。これはこの前もそういう御答弁がありまして、あのときは一間一答でなかつたのでお伺ひしただけだつたんですが、議会の召集日に絡んでこれがまた議論があつたように新聞には出ておりましたけれども、私はやはり法律に書いたからには十二月に出すべきものではないか。幾ら話し合ひといつても、これは法律にあるのだから守らなさいといふ集日とは別に予算案の提出は二月なら二月までにと何かそこは書いておくのが本當ではないだろうか。つまり、法に決めたものを国会自身が守らないで話し合ひをしていくというのは、まあ大きく言へば政治不信の一つのポイントみたいなものじゃないだろうか。私はやはりどつちかにしておいた方がこんな議論はなくなるだろうと思ひます。ただ、通例というのは、私は答へにはなつてないと思つてゐるんです。何にもそこには理論がない。ただ、そういう通例になつてゐるというだけでございしますから、ですから、そこのお考えはどうでしよう。

○國務大臣(竹下登君) 確かに、通例という言葉でお答えしておりますし、従来もその言葉を実は使つて、ほかに言葉がないから恐らく使つたのでございします。私が発明した言葉じゃございせんけれども、そういうふうな姿が定着してゐる。が、むしろ例外的に行革国会のようなことがあつたといふことでございしますから、違法性の問題は別といたしまして、今高桑さんおっしゃる議論でいきますと、今度は国会の論議で詰めてみる通年国会にならないかという議論も確かに出てくるわけでございします。今、常会が、これは国会法で定められて百五十日ございします。それはまあ会期延長等がある。そうしてそれがあれだけの法律案を審議し、予算を審議する期間で相当な日にちがつかつてゐる。

今、現実問題としての話でございしますけれども、かつて議論されたことがございしますが、そのときの議論を拝見すると、まさに通年国会みたいになりはしないか。そして時々議會が議決してその間休会期間を決めていくというふうなこともなりはしないか。こんな議論が衆参兩院のまさにプロの先生方で行われたことがあるやに幼少のころから私も知らされておりますが、確かにそれは難しい問題でございします。

それから今おっしゃいました、おまえ、さはさりながら財政法の担当をしてゐるじゃないか、それが、十二月提出するを常例と書いてありながら、常例でございしますから、ねばならぬとは書いてありませんから違法ではございしませんとは私も申しません。それは違法ではないでございしますけれども、提出したことはないわけでございしますから、提出したことはないわけでございしますから、したがって、この議論は古くて新しい議論でございしますけれども、いわば今度は、参議院の過去のプロの方でなく現在のプロの先生方が今議論なすつておるやに承つております。私も時としてそういうお話を聞かされておりますが、まあ私の方から申し上げるのはいかにかと思ひますが、お互ひ国会議員としての立場も持つておりますので、国会法、そしてあるいは憲法の問題も

クリアしなげなりませんが、クリアする方法はございしますが、そういうものも含めて議論されるべき課題ではなからうか。

だが、それは言わないで、じゃ十二月に出す努力をしてみる、その問題は別に、こうおっしゃつた場合には、結局予算の開始年度の問題になります、四月でございしますから、日本の場合は。そうすると、可能な限りいわば税収の見通し等を見定めるといふことになる、やはり年末に近いほどその基礎となるがと申します、そのけたの数値が判明するのは、可能な限り年度末に近い時期が適當だといふことで今日のような状態になつておるわけでございしますので、まあ難しい問題だと私も思つております。

○高桑栄松君 それでは次に自治大臣にお伺ひをいたしたいと思ひますが、今度の補助金一括カットにつきまして自治体側の言ひ分を私は現地の方からも聞いたわけですが、要するに行革検討のための経費が新しく要するようになったと、これは今年度というところかもしれないが、次に、仕事の進め方に合理化といふことがない、見られないといふことです。三番目は、この一括カットで、特に非公共部門というのは手抜きがでないから、これは地方財政へどうしてもしわ寄せを強いられることになるといふことを言つておりますが、以上の三つの点は自治大臣もお認めになるでしようか。

○國務大臣(古屋亨君) ただいまの先生の御意見は、地方団体からも私そういうことを聞いております、その内容等につきましては、大体先生のおっしゃつたとおりでございします。

○高桑栄松君 そういたしますと、先ほど総理大臣からの御答弁もございしました、お話をございしました、合理化によるチーブガバメント、これは行革の目標の一つである。一つといつても大変大きいじゃないかと思ひますけれども、地方財政に影響するとなると、ローカルガバメントはエクスパンシブになるわけ。そうすると、地方

行革とは相反する結果にはならないかということなんです、自治大臣、どうお考えでしょう。

○国務大臣(古屋亨) 国が小さいガバメントであるという事は、先生も十分御理解。地方も大変厳しい財政状況でございますので、やはりいろいろの問題はありますけれども、歳出の方はできるだけ抑制をしていかなければならない。ただ、そうかといって地方が、その地域だけがしょぼんとしてしまうという事は私も考えられませんが、これは必要でございますので、そういう意味で単独事業等に対しては私も地方債を出してありますと同時に、あるいは地域の活性化対策事業、地方債を中心にしてそれを交付税によってある程度補完をするということで、八十数カ所を今大分広域圏のうちから指定いたしましたして地域の活性化措置を講ずる。

それからまた、潤いのある市町村あるいは町づくりのために、例えばここに大きな地域で何とかリージョナルプラザというようなものをつくりたいというときには、やはり自治省といいたしまして、そういうことにつきましましては、できるだけ配意をいたしたいと思っております、また現実にもそういう点はできるだけ努めておるところでございます。

○高桑栄松君 地方債のお話でしたが、その割合がどれくらいになったか今、私忘れちゃったのですけれども、地方債の枠もずっと締められてきているんじゃないでしょうか、いかがでしょう。

○政府委員(土田栄作君) 地方債につきましては、交付税総額あるいは地方税が足りませんために、その地方財政対策として財源対策債として出しておりました地方債の方は圧縮をいたしておりますけれども、本来、地方公共団体の行うべきために必要な地方債につきましては、その所要額の確保を六十年年度についても行っているということでございます。

○高桑栄松君 それでは総理大臣にひとつ伺いた

いのですが、概要要求のいわゆるシーリングというのはこれで三カ年続いているわけですが、昭和六十一年度までシーリングは継続をされる見込みでございましょうか、いかがでしょう。

○国務大臣(中曽根康弘君) 多分そうなると思います。

○高桑栄松君 そこで、補助金一割カットの暫定措置なんですけれども、一年限りの暫定措置というものは国の予算のマイナスイメージを継続と深くかかわっているのではないかとどうふうにかえらるわけ、これは何人の方が質問をされたことではございませうけれども、ほとんどすべての自治体が、一年暫定という意味は少なくとももとへ戻らないう、そういう意味合いに受け取ってこの保証を求めていると思うんです。つまり、一割カットというものが検討を経るとはいいいながら、そのまま定着していくのではないかと不安を公聴会においてもやはり提出されておりました、また総理大臣、大蔵大臣もその継続を示唆しているというところが毎日新聞の社説、四月十七日に載っておるんですけれども、総理大臣、大蔵大臣、この定着化への不安に対してどうお答えになるでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 恐らく高桑先生おっしゃいますのは、いわゆるシーリングというのは昭和三十六年からございまして、そのときは前年度より五〇%増しまでの天井でございまして、それからだんだん小さくなりまして、今おっしゃいましたのは、俗称マイナスイメージが継続すれば、それとの関連で一割削減措置は常識的に考えて定着させる意図でとりあえずは一年で審議をお願いしているのではないかと、こういう意見も含めた恐らく御質疑であらうと思っております。

実はこの問題、特に社会保障と公共事業とそれから同化定着したものとあるわけでございますが、同化定着したものは別といたしましょう。公共事業は長い経過を見ますと、国と地方のそのときどきの力関係によって補助率が変わってきたり、ずつとしております。そうしてまた今度の場

合も、言ってみれば国費ベースでは若干三角でございませうけれども、事業費ベースではそれがふえておるといふところにあるいは地方自治体の別の角度からの理解も得られやすい問題であったかもしらぬ。だが、社会保障という問題になりますと、戦前は生活保護は五分五分でございまして、それからGHQの占領下でいろいろな議論がありまして、とにかく八、二というものが出来まして、ずっとそれがいざれにしても途中で制度の改正があった場合も定着して今日にまで来ておる。したがって、その当時の、昭和二十二年当時の議論を読んでみますと大変な議論が行われております、憲法二十五条から説き起こした議論が。だから、少なくともこの点については一年かけてまずはこれからの議論をして、その上で費用負担のあり方というのが決まるべきではないか、こういうことで自治大臣、厚生大臣、そして財政当局の私どもとして何回もこれは議論を重ねたわけでありまして、したがって、結果としては今お願いしておりますように、では現状における車の両輪としてのいろいろなことを考えれば、それなりの現状における妥当性として一年の暫定というものでこれはやろう。先ほど来指摘した基本的議論というのは、では一年かけて、すなわち去年の十二月からの一年でございまして、ことしの十二月までに結論を出すように検討しようという申し合わせで今日に至っておりますわけでありまして、したがって、いわゆる単純に一年限りの措置で、前提としてはもと戻りする措置でございまして、認識ではなくして、いわば役割分担と費用負担のあり方を根本的に議論をして、もう一度六十一年度以降は考えましようという考えの上に財政当局が立っておりますというところを、少し長くなりましたが素直に申し上げたわけでありませう。

○高桑栄松君 それでは引き続きまして大蔵大臣、地方自治体の不安というものの一つは、定着化しないかというのと同時に、もう一つは何というか、どうなるのかわからないんじゃないか。もとへ戻るといふ希望があってもどうなるかわからない

という、つまり決まってしまうばそれなりの対応というものが片一方も対応策は固めることができる、それが不安なままでいくんじゃないか。したがって、私が今伺いたいと思うのは、検討中であるということでもう一年そのまゝいいて結論が出るというそのめどがあつてのお話か、それともそこへいってなお議論は沸騰しておる、六十一年にも一割カットはそのまま継続されるのではないかと不安が一つあるかと思うんです。その件についていかがでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 先生御案内のように、社会保障に係る高率の補助率の引下げ措置を講ずるに当たり、次の通り申し合わせる。

一 この措置は、昭和六十一年度における暫定措置とする。

二 昭和六十一年度以降の補助率のあり方については、国と地方の間の役割分担、費用負担の見直し等とともに、政府内部において検討を進め、今後一年以内に結論を得るものとする。

先生がおっしゃるのは、一年議論してみた、しかしその結論は出なかった、したがってもう一年単純延長と。それでは結論が出ればそれなりの対応を自治体も考えるであろうと。が、その不安な状態のままがそれこそエンドレスに一年一年で続いていたらこれは大変だ。私もそのようなことがあつてはならぬと、だから一年以内に結論を得るものとするとしておられますから、この予算編成時までは、これは今、じゃどういふふうな検討するかと言われまして、それはどういふ角度から検討したらいいかという検討のあり方について部内で議論はしておりますけれども、やはり国会でのいろいろな議論を聞いてそれを土台にして構築すべきだと思っておりますので、今こういふうなスケジュールで議論をしますというのを申し上げる段階にはございませうが、一年、当時から言う一年以内には結論を出さなきゃならぬ課題だと思っております。

○高桑栄松君 大蔵御丁寧な御説明でよくわかりました。それではこの件は六十年度で結論が出るというふうに理解いたしました。次に移ります。一律一割カットというのは問答無用型の押しつけであって、そこには合理性がないと私は思うので、そういう点もやはり政治のあり方としては問答無用というのはいくつか、それなりの本来説明があるべきだと私は思っておりますけれども、これくらいにいたしまして、その次に入ります。

自治大臣にお伺いをしたいんですけれども、この経常経費にかかわる国庫補助率引き下げによる都道府県への影響の推計がございまして、その影響額の推計を私にいただいたので計算をしてみますと、一応人口十萬当たりの三億超の影響の都道府県を挙げますと、非常に明らかにグルッピーンしているんですね。大蔵明らかに出ているので、これについての御説明を承りたいと思うんですが、挙げますと北海道、青森、つまり道と東北の北ですが、北海道、青森それから四国、九州、これはほとんど全県です、それに沖縄と。これに集中しているんですが、これに対する要因分析というか、なぜそこに集中したのかということを知りたいと思います。

○政府委員(土田栄作君) お答え申し上げます。経常経費系統では補助率の一段階引き下げがいりあるわけでございますけれども、その中で大きいものを申し上げますと生活保護費の補助金、この関係の生活保護費の臨時財政調整交付金の二百億の配分が未決定でございますので、この分も含めまして千五百十億でございます。それから児童保護費の補助金が六百六十七億ございまして、それから老人の保護費の補助金が三百二十二億といったところがビッグスリーという形になるわけでございます。したがって、これらの経費支出、それに対しては国庫補助負担金というものを余計受けている団体というのがこの影響というものを大きく受ける。さらに、そのほかには失対といったものの影響

もあるということでございますが、何と申しましてこの中では生活保護費というのが五〇%ございまして、生活保護費の支出の大きいグループというのが大きき影響を受けるということでございまして、ただいま委員から御指摘を受けましたようなグループでございますのは、全国平均に比べてまして生活保護費の補助率が非常に高い地域、そういうところにつきまして今度の負担の影響が大きい響いている、こういうことでございまして。生活保護率が高くなるという要因はいろいろあるかと思ひますが、一つは例えば産炭地域、炭鉱地域におきまして、閉山に伴いまして生活保護に移したというような事情もあるわけでございまして。

それ以上さらに詳しいことがありましたら、厚生省なり何なりからお答え申し上げます方が適切かと存じます。

○高桑栄松君 今御説明のようなことかと私も思っておりますが、生活保護費が非常に大きなウェイトを占めている。それが、十分の八が十分の七になると、そのしわ寄せが、手抜きがでけないということ、やはり地方財政へのしわ寄せになってくる。そうすると、自治体の財政力の格差そのものが都道府県の中で大きくなっていくわけ、今挙げた地方はそれなりに生活保護の補助金が多いとすれば、非常に大きな地方財政への影響を受けてくるだろうということが言えるわけですね。

そういったしますと、事業の見直しが当然あるわけ、その事業の中で福祉切り捨てというようにことがやはり懸念されないかということでありまして、朝日の二月二十七日の社説を見ますと、政府の主張はということで、財政的影響を受ける地方自治体は査定基準を厳しくするだろう、こういうことが社説に載っております。これは政府も期待しているということ、つまり福祉切り捨てにながっていくのではないかとということが推定されるわけで、厚生大臣、これに対してはどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(増岡博之君) 私どもは、生活保護につきましましては、従来から給付の適正ということは考えなければならぬけれども、しかし必要な方には何としても財源対策を講じなければならぬ、そういう立場でおるわけでございまして。したがって、今回の補助率カットにつきましても一応地方財政に対する国からの援助ということもございまして、私どももいたしましては、生活保護につきましましては従来からの福祉の水準を下げることが避けることができるというふうに考えておるわけでございまして。特に、今回臨時財政調整補助金を二百億円計上いたしておりますので、ただいまお話のありましたような生活保護者の多い、しかも財政基盤の弱いという地方自治体に対して格段の配慮も加えていかなければならないというふうに考えております。

○高桑栄松君 今の激変緩和という二百億の件に触れられましたけれども、これはもう出ず項目というのには決まっておりますでしょうか。厚生大臣いかがでしょうか。

○政府委員(正木肇君) ただいま大臣からの御答弁がございましたように、今回の地方負担の見直しに伴います措置につきましましては、基本的には地方財政対策を通じて措置をされておるわけでございまして、生活保護を全国的に見ますと、生活保護の補助率は一・二%強でございますが、それそれ非常に開きがございまして。それから生活保護の実施は都道府県と市、それから一部町村も実施をしておりますが、保護率の違い、それから当該地方公共団体の歳出規模に占める保護費の割合といふようないろいろな違いがあるわけでございまして。基本的に地方財政対策を通じて措置をされておりますが、そういったような地方公共団体によりまして影響度の違いというものがございまして。なかんずく財政基盤の脆弱な地方公共団体というものの対しましてはその適正運営という観点から措置をとらなければならぬ、こういう趣旨で臨時財政調整補助金二百億を計上いたしておるわけでございまして。

現在この調整補助金の配分につきましては、法案成立後におきまして財政当局とも協議の上決定したいと思っておりますが、基本的な考え方としては、先ほど申しましたように保護率の状況、財政規模に占める生活保護費の割合、それから財政基盤の脆弱といふ点、度合いといったものを勘案しながら、地方公共団体の方からのデータを集めまして、私どもとしては大体十月ごろまでには配分できるような方向で進みたいという心づもりでございます。

○高桑栄松君 次の質問は、大蔵大臣と厚生大臣にお伺いしたいと思うんですが、今までの臨時行政調査会の答申であるとか、古くからの生活保護法の成立過程を見てもいりますと、その補助金というのはほとんど上がる方向で来ております。これは生活保護法という憲法第二十五条の人権にかかわる最も基本的な福祉の基本にあるものですから、今度これをカットの対象に繰り入れたという理由は大蔵大臣、どんなふうなことだったのでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 一つには、臨調等々の答申でいわれる二分の一超の俗称高率補助というところに着目して見るべきだと。最初はまずは一超の四割を占めるこの補助金、そしてその中で二番目には、そういう答申等をもとにして二分の一超の高率補助というのを対象にして議論を始めたわけでありまして。そこで、先ほど申しましたように、公共事業の点については結果として事業費がふえていくということもあつたが、今おっしゃいました憲法第二十五条、それから昭和二十一年、一時期、日本が敗戦直後は全額国費の時代もほんの一時期でございましてけれどもございまして。が、その後GHQの間接統治下にあつたといえ、八割が定着して今日までやってきた。したがって、この問題はそう軽々に結論を出すべきでない、こういうこと、いや高率補助であるから、社会保障といえども制度、施策の根本にさかのぼって役割分担と費用負担のあり方で議論をしよう、こういう議論ですとやってきたわけでご

ざいます。

したがって、やはり社会保障といえどもそれはいわゆる聖域ではない。そして基本的に我々として考えましたことは、末端のサービスそのものは低下してはならぬ、法律に基づきまして物価上昇分でございますとか、そういうのはスライドするようになっておりますので、それは低下してはならぬ。が、そこは車の両輪たる費用負担のあり方で、憲法の精神は八割でないといかぬとは書いてないわけでございますが、両輪の負担のあり方で結論を出していこう、こういう経過で議論が進んでいったということでございます。

○高桑栄松君 今のは財政的見地からとつばらお話があったと思うんですが、主管官庁としての厚生省、厚生大臣のお考えはどうでしょう。

○国務大臣(増岡博之君) ただいま大蔵大臣から多少お触れになりましたけれども、私どももいたしましては、やはり現実の生活保護に關します福祉の水準が低下してはならないということが基本的な姿勢であるわけでございます。したがって、今回の補助率を改定されようとしたしております過程におきましていろいろお話を申し上げました。自治大臣とも御一緒に大蔵大臣とあのような合意をいたしたわけでありまして、またその背景には地方財政計画に對しましての支援というものがあつたわけでございます。さらに先ほど申し上げました臨時財政調整補助金の制度も認めていただいたわけでございますので、その結果、福祉水準が落ちる可能性はないというふうに判断いたしました。現在の財政状況でございますので対応をいたしたわけでございます。

○高桑栄松君 この問題については、まとめて総理大臣にひとつ伺いたいと思うんですけれども、今の憲法第二十五条に基づく福祉の最も底辺にある人たちと言つてもいいかと思うんですが、その生活保護の今回は高率補助金の一律カットということで十把一からげでなつたにしても、今の生活保護の流れを見ていると、これはやはりもとに戻さなければならぬのではないかと、むしろ上げて

いかなければならないのではないかと。つまり、一年の検討の中で生活保護に對してはどうあるべきかというのを総理大臣、どうお考えでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 生活保護は、やはり憲法第二十五条の前段の方にかかるところで、我々としては政府としても責任を感じてやるべきことである、そう心得ております。ただ、その負担区分というようなものにつきましては、国及び地方公共団体と分担してやるという面もございまして、それらは両方で話し合つてやうていく。ただ、直接その給付を受ける皆様方に迷惑を及ぼさないように配慮するということは大事だと思つて。ただ、今まで申し上げましたように、不正受給であるとかそのような問題は、これは起こさないように今後とも規律していかなければならない、そう思います。

○高桑栄松君 次に、老人保護費の問題ですけれども、高齢化社会というのは非常に急速にやってきましたわけで、これに對してどう対応するのかというものは本当に新しい実験的な段階であるかと思つてますが、しかしその老人福祉に對する流れが少しずつ変化してきておるんじゃないか。今までの流れを見ますと、いわゆる受益者負担というのが拡大強化されつつある傾向が見られるというふうに私は思つております。

厚生大臣に伺いたいと思つてますが、社会保障審議会の建議等を受けて、厚生省は二月二十一日に「老人に關する新医療・福祉施策体系構想」を固めた」と、日経新聞のことしの二月二十二日に出ております。これはどういふものなんでしょうか、御説明をお願いいたします。

○政府委員(吉崎正義君) 先生からもお話がございましたように、人生八十年時代が到来しようとしておるわけでございます。いろいろな需要が新しく起つてきておるわけでございます。そのときに今の体系、病院の体系は適切な医療を実施いたしまして一刻も早く社会復帰を図るための施設の体系でございますし、老人ホームの体系はい

わば生活の場としての施設の体系でございます。そこで、こうして新しく起つてきた大きなかつ多様な需要に今の体系ではこたえられなくなつておると考へるのでございます。そこで、いろいろな点から研究をする必要があると思つておるわけでございますけれども、御指摘のございましたものはその研究の過程における一つの案でございます。また厚生省として、もちろんこの間懇談会を發足させたばかりでございますので、厚生省としての案というわけではないのでございます。

○高桑栄松君 これも新聞情報でございますので、どういふものか伺いたんですが、その中で、老人医療介護費は今度は医療保険から出すようにする、したいというのかな、そういう検討をするというふうに載つておりましたが、もしそうだとすると、現行の各医療保険からそのまゝ出ていくのか、あるいは老人保健法を見直してその中で賄つていこうとしているのか、それはどうでしょう。

○国務大臣(増岡博之君) 先ほどからお尋ねのこととは、私どもが考へておりますいわゆる中間施設ということに關しましてのお尋ねであらうかと思つて。実はこの問題につきましては、先ほど健康政策局長からお話を申し上げましたように、従来からいろいろなことを厚生省の中で考へておりますけれども、その考へ方をまとめる機関として四月二十四日から五日に懇談会を發足したばかりでございます。その御意見を伺つた上でいろいろ判断をいたしたいと思つておりますので、現在の時点では費用をいかなる形でやうか等については全く白紙でございます。

○高桑栄松君 そこで、在宅看護の問題なんです、考へてみますと、きょうは人の身あすは我が身というように、私たちが高齢化社会の中ではやはりそれなりの在宅看護が必要になつてくるのではないかと。これは大変大きな問題だろつと思つて。そこで私は、高齢化社会への対応の中では在宅介護対策というものを強化していく必要がある、充実強化していかなければいけないのじゃない

いかと思つたので、その中で新しく私が提案をしたと思うのは、ホームヘルパーが非常に大事な役割を果たしておりますけれども、絶対数が不足していることは明らかです。といつて、これが全部ボランティア活動ということになりますと、やはりいろいろな意味で、まあ善意を持ってやれる人ばかり期待していてもそれは絶対数を補うわけにはいかないということで、私が提案をしたいのは、福祉切符といつたようなものを考へてはどう

つまり、全部ボランティアではないけれども、ホームヘルパーで行つたときサービスの料金、幾らだか今覚えておりませんが、仮に半額にする、そうすると費用の面では倍の人数がカバーできる。そしてその半額のもう一つは福祉切符である。福祉切符というのは、その方が何かかたまりと特養ホームに先に入れる、そういう優先的な招待券であるというふうなことがあると、善意とそれに報いる方法と、それからアルバイト料も入るということでもうまいような気がするの、で、そういった福祉切符みたいなことについての提案をしたいと思つてますが、いかがですか、厚生大臣。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、今日、我が國ではボランティア活動が諸外國に比べて最もおくれでおるのではないかと御指摘もあるわけでございますから、大変貴重な御提言であると思つてございします。ただ、そのことをもつて特養老人ホームに優先予約というふうな格好になるわけでありまして、私どもの方から考へますと、その年齢に達し、そういう状況になつた方々、そういう状態に着目をして、本當にひひ方々からお入りいただくということも一つの基準になるわけでございますので、大変難しい課題かと思つて。しかし、ボランティア活動を振興させたいということではいろいろ知恵を絞つて考へてまいりたいというふうに思つて。○高桑栄松君 いや、福祉切符を全く優先せよと言つてゐるのじゃなくて、一つの希望といひます

新することにしておりますので、公費負担を受けております通院患者の実人数はほぼこの半数に相当するものと考えられます。

以上でございます。

○高桑栄松君　もう一つ引き続きまして伺いたいのは、精神病のベッド数が今どうなっているか、それからその利用率がどうなっているかも説明していただきたいと思います。

○政府委員（大池廣澄君） 精神科病床数につきましては、近年わずかながらでございまして増加を続けております。昭和五十五年には三万四千四百六十九床でございましたが、逐年増加いたしました五十九年には三十二万九千七百二十三床となっております。また、その利用率についてでございますが、昭和五十五年一〇・二・三％、五十九年には一〇・二・五％、これは年によりまして増減が若干ございます。

○高桑栄松君　今のお話で数字的な面でいろいろなことがわかるわけですが、措置入院患者、つまり強制入院を命ぜられている患者が年々平均で三千人減ってきております。これは私はどういう理由なのかと思うんですが、措置入院患者のうち約七割が精神分裂症でありますから、精神分裂症がそんなに減っていくのかなと思うんですが、この理由はどうでしょう、御説明していただきたいと思うんです。三千人ずつ毎年減っているということですね。

○政府委員（大池眞澄君） 先生御承知のとおり措置入院を行います際には二人の精神衛生鑑定医によりまして医学的に判断を行うわけでございます。医療の進歩あるいは患者さんの病状の変化等々が総合されて、結果としてただいまのような減少傾向につながっておりますものと私どもは判断しておりますわけでございます。

なお、措置入院の患者さんにつきましては、この措置の適正な運用ということも重要な視点でございまして、その運用の適正を確保するために病状報告をチェックする、あるいは鑑定医によりまして実地診査を行う等々の措置を行っております。

です。通院患者のうちの約四割ですか、ノイローゼ、神経症ですね。そんなじゃないんだな、通院患者のうちの約二割ぐらいですね。ですから、こういった問題は社会医学的な意味での対応がで

いずれにしましても、精神病患者のベッドが
今、御承知のように三十二万がフル回転をしてい
るということでありますので、これに対する対応
策、万全の二重三重の対策を講ずる必要があると

は、高齡化社会を近えるに当たって我々としても、真剣に取り組んでいただきたい、こういうふうな厚生大臣にひとつお願いをしておきたいと思ひます。

次に、文教関係のお話を伺いたないので、最初に文部大臣にお伺いしたいと思ひます。

義務教育というのは、その言葉の意味からいいまして、その経費は本来的にどこが負担すべきものであるかということをお伺いしたいと思います。文

○國務大臣(松永光君) お答えいたします。
義務教育につきましては「これを無償とする。」
という規定があるわけでございまして、その規定
の厳密な法律的な解釈から言えば、授業料を徴収
しないという意味であるというふうになっており
ます。これは最高裁の判例でも明らかにされて
いるわけでありますが、要するに国が義務として
行うのであるからできる限り父兄には負担をさせ
ない、公費をもってこれを賄う、こういうことにな

つておるものと理解をいたしております。

○高桑榮松君 文部大臣の御答弁は大変明快で私と全く一致いたします。

ところで、義務教育費の国庫負担というものが明治以来国と地方と父兄の間、この三者の間で大変いつも重大な問題として議論されてきた。そしてその議論の行方は、教材費なんかは一部負担から現在は二分の一負担になった。その二分の一負担になったのは昭和三十三年であつたといふことを承っておりますが、この昭和三十三年、教材費を二分の一にしたときの文部大臣はどなただつたでしょうか、文部大臣にお伺いしたいと思ひます。

す。

○国務大臣(松永光君) 松永東という文部大臣でございました。

○高桑栄松君 そうでございますか。そういたしますと、松永元文部大臣のおやりになったことを現文部大臣が今度は一般財源化の方に回そうとする。やはり先人の非常に大きな業績を無視なさるようなことはお子様としては、お子様でいらっしやいますね、どういふことになりましようか、御心境を承りたいと思います。

○国務大臣(松永光君) 先生よく御承知のとおり、昭和二十八年に義務教育費国庫負担法が復活をいたしまして、そのときに教材費につきましても国でその一部を負担するという仕組みになり、そして昭和三十三年から一部負担が二分の一という定率負担に実はなつたわけでありました。

それはなぜそうなつたのかというと、その当時は市町村の財政が苦しかったからでございます。本来、学校の経費は設置者がこれを負担するということが学校教育法第五条に定められております。教材の整備につきましても割り当てておつたというところで父兄に負担が転嫁されておつたという事情がございます。そういう事情がありますので、一部負担となり、そして昭和三十三年から二分の一負担と、こうなつたわけでありましたが、その後二十数年たちまして、学校で整備する必要がある教材につきましては公費をもってこれを整備するというのが定着をいたしました。

一方、国の財政は五十五、六年ごろから大変厳しくなつてまいりました。これも先生御承知と思ひますが、実は教材の国庫負担関係の予算が、五十七年は一〇%減、五十八年はまた一〇%減、五十九年は一五%減というふうな削減を余儀なくされるという厳しい状況になつてまいりました。

そういう事情等がございますので、地方財政当局ともよく相談の上、市町村の事務事業として定着をしておりますので、それに対する交付税措置をきちんとやつてもらうことによって、減額をせず将来とも財源措置がなされるならば

教材の整備は進むであらうという判断のもとに今回の措置をお願いする、こういうふうになつてきたわけでございます。

教材の整備につきましては、要は国の負担かあるいは地方の一般財源による措置にするか。いずれにいたしましても、全体としての公費の額を減額しない、ふやしていくということが大事なことであらうと思つております。その意味で今後とも教材整備にかかる地方財源措置につきましても、これが減額されないように、できればもっともふやしていくような努力をすると同時に、市町村に對しまして、県の教育委員会を通じてその一般財源化された財源をもつて教材の整備を進めていくよう適切な指導助言を進めていくというのが私の使命であると考えております。

○高桑栄松君 今の国庫負担制度は、さつきちょっと触れましたけれども、やはりそのまゝもがはつきりついていてるわけですが、一般財源化の方にされたいと地方財政の力によつてはどうかかわらないかというところが本音だらう、本当だらうと思ふんです。ですから、こういった国庫負担制度の根幹にかかわるような法改正は、やはり一方的に結論を出すのではなくて、広く民意を問うべきではなかつたのかなというふうに私は思ひますが、文部大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 先ほどから御答弁申し上げておりますように、我が国の義務教育費国庫負担制度の根幹をなすものは教職員等の給与費すなわち人件費であるわけでありまして、教材費につきましてもその当時の地方財政の状況等から国庫負担の対象に組み入れられたものでございます。それが、先ほど申したとおり、国の財政が大変厳しき。そして一方、義務教育の学校における教材につきましては、市町村でこれを整備するといふことが定着をしておりますといふことも考えまして今回の措置をお願いすることになつたわけでありまして、地方交付税で積算をする場合に、教材費としてこれだけの積算がなされて交付税として交付されるということが示されるわけでありまして

から、その額につきまして、教材の整備に充てられるよう我々の側としては適切な指導をしていくということが大切なことであると考えております。

同時にまた、初等中等教育は先生御承知のとおり地方分権という建前をとっておりますが、これは地方も国と同じように、あるいはそれより以上に自分の身近な教育でありますから、熱意を持って真剣にやつていただけたらという、そういう前提のもとに地方分権というものは成り立つておるわけでございます。私は、今日におきましては地方の方も国と同じように小学校、中学校、高等学校等の教育につきましては大変熱心であると考へておりますので、適切な指導助言によつて教材の整備は支障なく進むものというふうに考へておるわけでありまして。

なお、一般的な民意を聞くべきではなかつたかという御意見であります。先ほど申したとおり、義務教育費国庫負担制度の根幹をいじるといふことはできませんし、そしてまた一方、我々としては都道府県教育委員会の関係者等の意見も十分お聞きをいたしまして、そして財政状況等を勘案して今回の措置をお願いするといふふうにした次第なのでございます。

○高桑栄松君 文部大臣の御答弁は御答弁といたしまして、総理大臣にひとつ伺いたいのですが、長期展望に立つて今行われている臨教審への国民の期待というものはそれなりに大きいと思つておりますが、それと現実の教育、文教関係の補助金カットというのは、現実との落差が非常に大き過ぎるのではないかと申すのです。これについて総理大臣の教育に対するお考えを、今の現実、カットの問題と絡めてのお話を承りたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 臨教審におきましては戦後の教育制度全般、それから二十一世紀に向かつての日本の向かうべき、歩むべき教育のあり方等について包括的に今議論していただいておりますので、今政府は毎年毎年の仕事として教育の政策を実行しておりますけれども、いずれ

はこれらの臨教審から出される答申に総括された政策を我々はよく検討した上で実行していくべきものである、そう考へております。

○高桑栄松君 それでは科学技術教育について文部大臣に伺いたいと思ふのですが、今の高度情報化社会、技術革新に對する教材整備はどうなつていふかというところであります。諸外国ではどうなつていふか。例えば学校にマイコンを持つていふのが英、米、何%になつていふのか、日本はどうか、その辺を伺いたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) ただいま手元に具体の数字を持っておりませんが、記憶をたどつて申し上げますれば、諸外国の場合には四〇%ぐらゐ、アメリカ、イギリスでございました。フランス等はぐつと落ちて日本と同じように、〇・台ぐらゐの数字であらうかと思ひます。

○高桑栄松君 私はマイコンを例に挙げてお伺いしたのでありますが、英国が一台以上マイコンを持つていふ学校が四三%、アメリカが四二%と書いてあります。日本は〇・六%、数字を間違つたんじゃないかと思ふくらい少ない。そういうことで我が国が技術立国と果たして言えるのだからかというのを私はコンピュータを例に挙げて申し上げたのですが、急速に進展していく技術革新の中でどう教育をしていくのかということが問題であります。

また、個性化とかいろいろなことが言われておりますが、少なくとも個性を伸ばすという意味でのそれに対応するソフトの開発など積極的に技術を取り入れていかなければならない時代に入つてまいりました。これに対する基本的な文部省の対応といふものはどう考へていふか。文部大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 御承知のように各種の教育機器等も出てまいりました。これらの機器は、一つには子供たちの能力、適性に應じた、個性個性に應じたような個別の学習指導に役立つといふような点もございまして、あるいは豊富な教材の提示という面でも大変有益だといふようなこ

ているかというのを五十六年に私の方の監査局で調査をしまして、そしてさらに改善すべきものは改善をしてもらいたいということで今日に至っておりますが、依然として私は確かに補助金の申請事務等が煩瑣過ぎる、こう思います。そういうことで、いま一度ひとつ今度は私の方で改めて行政監察をやろう、その行政監察の結果、改善すべき点については各省に勧告をして、直すべきところは直していただく、こういう計画で間もなく監査結果が恐らく出るのではなからうかと、かように考えております。

○高桑栄松君 それでは次に農水大臣にお話を伺いたいと思うんですが、これも地方の私の生まれ故郷の町長さんから聞いたものであります。米の検査員が国の臨調行革で年次の減らされてきている。減らされているものだから検査が進まないで出荷ができません。米は庭先に山積みでございまして、保管が悪いと品質も低下いたします。何とかならぬものでしょうかというお話がございまして、私は、これには例えば予備検査員制度というふうなものを採用できないかなと。つまり、資格のある公職にある人だけでなくて、例えばかつて資格のあったOBを臨時にお願いをする、あるいは訓練をした農協の職員がそのときにその処理に当たる。

確かに、米の検査というのは収穫期だけで、そのある期間だけですから、一年間、用がないといえませんが、通年ではないのでしょうからたくさん置けないで、ただ検査の仕方というの、本人が全部をやらなくても予備検査員のやったサンプルをサンプリング調査をするという方法はあるわけです。牛乳の検査なんかそんなふうになっているので、確率的な統計的な処理で信用度ははかることができるわけで、そういう方法が農水省では考えておられないのでしようか、農水大臣。

○国務大臣(佐藤守良君) 高桑先生にお答えいたしますが、農産物の検査官につきましては、食糧運営管理機関として業務の効率化を図りつつ、計

画的に削減しております。また一方、近年、先生御指摘のとおり米の出荷事情としましては、兼業化とかあるいは機械化の進展で出荷が短期間に集中化する傾向にあります。そんなことで、こうした状況を踏まえて生産者の要請にこたえまして的確な検査を行いますとともに、三つの施策を中心に実は検査業務の合理化を図っております。その一つは、抽出検査及びばら検査の拡大。もう一つは、今、先生が言われた検査官OBを初めとする民間活力を食糧検査士として活用しております。三つ目は検査場所の集約整備、こんなことを中心に改善合理化を図っております。また、検査現場におきましては、農協職員等の協力も得て円滑な検査の実施に努めております。五十九年に、出荷が一時に集中したため、一部の地域におきましては土曜、日曜の検査も実施する等、極力農家の出荷に支障を生じないように実は努力してまいりましたところでありまして、いづれにいたしましても、今後とも検査の効率化、迅速化を図り、生産者の要請にこたえるよう万全を期してまいりたい、こう考えております。

○高桑栄松君 時間もございませんので、あと二問お願いしたいと思っておりますが、一つは、ラジオ・ジャパンの機能強化ということで郵政大臣に伺いたいんです。私も学会等でしばしばヨーロッパあるいは中国等々に参っておりますけれども、かなり優秀な短波の受信機を持っていても日本の放送はとて聞こえません。私はそんなに堪能ではありませんが、必死になつてドイツ語と英語を聞いておつてもなかなかニュースはよくわかりません。やはり日本のNHKのラジオ・ジャパンが聞きたいと思つて、旧満洲国に行つても入つてこないんです。日本語が入つてきたらソ連ですよ。一体、国際化社会の日本のあり方がそれでいいんだらうか。あるいは中国では随分日本語を勉強している人がいるんです。日本のニュースが入つていたら、日本のニュースを聞きながら勉強するといふ

こともできるわけで、これはもう大変外国との差があると思つて、この諸外国との差、つまりトランスミッターの出力とリレーステーションの数等について、外国との比較をひとつお示し願いたいと思つております。

○政府委員(徳田修造君) お答え申し上げます。我が国の国際放送でございますが、国内の放送所の送信出力は現在最高が二百キロワットでございます。それから海外の中継局を二カ所利用させていただいております。放送時間は一週間当たり二百八十時間という規模になってございます。それに対して、諸外国の主な国の国際放送の状況でございますけれども、送信の出力、最高は日本が二倍半というところでございます。それから海外の中継所の利用状況でございますけれども、アメリカは十三カ所使っております。それからイギリスが七カ所、フランスは日本と同じ二カ所でございます。教だけでございますけれども、西ドイツは五カ所、スウェーデンは海外の中継所なし、そんなような状況でございます。

それから放送時間でございますけれども、アメリカが一週間九百六十時間でございます。我が国の三倍半の規模、時間数でございます。それからイギリスが七百六十六時間で二・六倍という数字になってございます。それからフランスが約三百六十時間で、日本よりちょっと多いといえます。その程度、一・三倍程度の規模でございます。西ドイツが二・八倍、時間数で七百八十八時間。スウェーデンは日本の約半分の時間でございまして約百五十時間、そのような規模でございます。

○高桑栄松君 私が見ましたのはジャパニタイムズの社説で、四月十九日でございますけれども、ラジオ・ジャパンがそれに出力百キロと書いてありましたが、今は二百キロとおっしゃったが、諸外国は今二百五十から五百キロ。それからリレーステーションの数が問題にならないわけですか。日本はヨーロッパと中東に各一カ所、南半球には一つもない。ですから、やはり移民をなさ

つた方々も日本の放送、生の声を聞きたいだらうと思つて、私は少なくとも外国旅行をしてる間に大変寂しい思いをするわけです。

一番よく聞かせるのはボイス・オブ・アメリカ。これは割合わかりやすかつたし、一応それを聞いて、めったに日本は出てきませんけれども、外国人と一緒にいたら、突然びくつきりして、今おれの国に革命が起きた。親と子供、家内はどうして居るだらうかと言つておろおろいたしました。我が国には革命はめつたに起こらぬようでありまして、それからそういう心配はないと思つて、それが、でも内閣はどうなつたらうかと、やはり気になると思つた。そういうときにラジオ・ジャパンが要ると思つた。出力は少なくともアップしてやらなければ聞こえません。意味がない、こんなもの、ない方がいかにいい。神経を使つて一生懸命入れて、皆さ聞いておられるかどうか知りません、やつとひかつかつたと思つたら、ばつとだめになるんです。いらいたしまして、外国から帰るとストレスになるんじゃないか、こう思ふのであります。ステーションを南半球に置かなきゃいけません、少なくとも旧満洲のあの辺には日本語が入らなやいけませんわ。北朝鮮か南朝鮮かは日本語が入つてきますよ。だからだめですね、日本はこのPR、だめですね。中曽根首相がサミットであれだけPRなさつても、それは年に一遍の何時間しかないんだから、毎日のPRが私は必要だと思つた。これは郵政大臣、ひとつ御返事を願いたい。

○政府委員(徳田修造君) 先生御指摘のとおり、今日ほど我が国の考え方が悪いのは事情というやうなもの、これを正しく諸外国に理解していただく必要の高い時期というの、過去にもなかつたのではないかと、国際次第でございます。その意味におきまして、国際放送の重要性というの、非常に高まつてまいつておりますし、その放送の充実を図るということは極めて重要な課題であると私も認識いたしておる次第でございます。

善を図るために、五十九年度から四カ年計画を立てまして国内の放送所の整備を突は開始いたしております。先ほど申し上げましたように、国内の送信所の送信機の電力は百キロワットでございますが、最大の出力を出すときには二台を一緒に使って二百キロワットで放送いたしております。百キロワットの機械が現在八台、それから五十キロワットの機械が二台で、これはかなり老朽化したしておりますので、これを新しい機械に取りかえるために今いろいろと工事を進めておまして、三百キロワットの機械を四台と百キロワットの新しい機械を四台、これを設置するように計画を進めてございます。これによりまして、かなりアジアの日本周辺部の地域の受信改善がなされるのではないかと、そのように期待いたしておりますのでございます。

それから海外の中継局でございますが、先ほど御指摘ございましたように、現在ポルトガルのシネスというところから中継放送、一時間時間をかりまして放送を行っております。それから五十九年度からアフリカのガボン共和国のモヤビという中継放送所、これから六時間時間をかりて放送いたしております。この放送している時間中は中東からヨーロッパ、非常に良好に受信できるようになったというように私どもいろいろ受信報告で伺っております。この放送しておりますが、御指摘のようにまだアジアの一部地域とそれから南北アメリカでございまして、受信状況が必ずしも良好でございませんで、これらの地域、米州とそれからアジア地域についても中継施設の確保についていろいろ検討を進めておるところでございます。今後とも受信改善等の国際放送の充実につきまして、精力的に多角的に取り組んでまいりたい、そのように考えておる次第でございます。

○高桑栄松君 それでは最後の質問を、時間もございませんで総理大臣にお願いをしたいと思います。退職者医療制度を私は先ほど申し上げた生まれ故郷の小さな町に問い合わせましたところ、退職者医療制度のいわゆる加入者が六五

％であるので、その減った分、補助金カット分がどれくらいかというところ、この小さな町で三千万がこの影響分であつて、したがって来年度国保税は一六・三％引き上げざるを得ないだろう、こういうふうに書いてありまして。しかし、全国町村会の調査ですと、二〇％以上の値上げを考えているのは三割あるというふうなレポートが出ております。

いずれにしても、政府が見込み違いをしたからには、健保のときは法案がおくれたので補正予算になったわけですが、見込み違いということでは、天気予報なんというほどでは困るかもしれない、天気予報、大分当たるんですが、いやいいのかな、天気予報、大分当たるようになりまして。やはり予測というのは予測であるからには一〇〇％合うことはない、かなりな差異が出たらこれはやはり補正予算をするのが本当なんじゃないか、これはだんまりで逃げ込むわけにはいかないんじゃないかと僕は思っております。総理大臣は田中首相の名譽後援会長としておられるというのでありますが、しばらくという声は、天井桟敷の方から総理大臣にしばらくという声がかかっていると思ふんです。ここで今の退職者医療制度を一つの問題に挙げましたが、大きな予測の違いが出たときには補正予算でいったらどうかというの、これは僕は政治のあり方ではないかと思ふんです。それと今のラジオ・ジャパンの国際放送につきまして、総理の口上をお伺いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。○国務大臣(中曾根康弘君) ラジオ・ジャパンにつきましては、いろいろ御指摘もあつて今強化に努めておまして、御期待に沿うようにできるだけ早く改善していきたいと思ひます。

それから国保の問題につきましては、PRが不十分であつたとかいろいろな面もございしますが、見込み違いもやはり否定できないという点もあります。これらにつきましては適切な措置をとるべく、これらに検討してもらいたいと思つております。

○委員長(松田徳太郎君) 午後二時に委員会を開することとし、これにて休憩いたします。午後一時二分休憩。午後二時一分開会。○委員長(松田徳太郎君) ただいまから補助金等に関する特別委員会を開いたします。休憩前に引き続き、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。○久保直君 最初に、大蔵大臣、補助金整理特例法の目的と国の立場からの財政効果についてわかりやすくちょっと説明をしてみて下さい。○政府委員(平澤真昭君) まず、本法案の立法の趣旨でございますけれども、昭和六十年度の予算編成に当たりまして、国の財政収支の改善を図る見地から、累次の臨時特例の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的な使用を図るため、国の負担、補助等について見直しを行い、所要の措置を講ずることにより国の歳入の増進に資するものとするというのが本法案の立法の趣旨でございます。そして、これに伴いまして国費の節減額がいかほどかということでございますが、この特例法に伴うものが四千四百八十一億でございます。このほか、これに伴う政令予算措置によるものが千七百億でございます。したがって、合わせて五千四百八十八億が高率補助に伴うものでございまして、その他一般財源化関係でこの法律に伴うものが三百七十八億、それから政令予算措置が五十億、合わせて四百二十八億でございます。それから三番目の柱といたしまして行革関連特例法の延長関係、これで三千五百六十一億でございます。以上でございます。

○久保直君 この問題について少し今法律の目的とその財政効果について説明がありました。これだけ詳しくあとお尋ねいたします前に、一つだけまず河本國務大臣に伺いたいのでございますが、今度の十三日の日には政府・与党の連絡会議が開かれると聞いておりますし、また十七日には対外経済政策推進本部の第二回会合を開きになると伺っておりますが、この中で内需の拡大についての具体的な対策として所得税減税を主張されるお考えがございましょうか。かねて河本大臣の御主張は報道等を通じて伺っておりますが、この場で少しお考えをお聞きしたいと思ひます。○國務大臣(河本敏夫君) 減税問題につきましては、先月九日に一連の対外経済政策を決定いたしました。その中で諮問委員会から答申を受けました六項目を政府としては採択をいたしまして全面的にこれを推進すると、こういう基本方針を決定いたしました。その中に内需の拡大という一項目がございまして、それでは内需の拡大というのは一体何をやるかといふと、第一に内需が拡大できるような税制の改革、それから第二には規制の緩和を促進するということ、それから第三には社会資本投資を重点的かつ効率的に推進するということ、それから第四には労働時間の短縮、週休二日制と、こういう四つの項目が挙げられておまして、その中でも一番重要な項目は、第一の税制の改革と第二の規制の緩和と、このように私どもは理解をいたしております。今、我が国の経済の状態を見ますと、昨年来上昇に転じておりますけれども、その一番の大きな原動力は輸出の拡大とそれに伴う設備投資の拡大、この二つが大きな柱になっておまして、GNPの六割強を占めております。個人消費とそれから個人の住宅投資、これがおおむね三百二十兆のGNPのうちおよそ二百兆でございますが、この分野は比較力が弱い、こういう状態になっております。しかし、この分野が強くなりませんと経済全体の本当の力は出てこない。現在のような輸出に伴う設備投資が中心の成長ということになりますと経済の成長はいびつになりますので、どうしても個人関係の消費と住宅投資、これがもう少し伸びる必要があろうと思ひます。

そういう観点から諮問委員会も内需の拡大ができるような税制の改革を急ぎなさいと、こういう趣旨の答申をいただいて政府もその方向でやりましょうと、こういうことになったのだと考えておりますが、それじゃ具体的にこれをどう進めるかというところにつきましてはこれから議論でございますので、十三日にどうするかあるいは十七日にどうするか、そういう日程は組んでおりません。

○久保亘君 最近、私も野党の側からの所得税減税の要求だけではなくて、与党の方でもそれぞれ重要な立場におありの方が内需拡大のために所得税の減税を実施すべきだという御主張をなさっているやに伺っております。言ってみれば、国会の側からはほとんど一致して所得税減税をやすべきだ、それが内需拡大につながるんだというかなり強い主張があると思うのですが、政府の側として中曽根総理大臣はこの問題についてどういうふうに対応なさるおつもりでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 私も国会では、将来所得税、法人税等の減税は行いたい、ただし赤字公債を発行してやるようなことは避けなければいかぬ、税制の根本的、抜本的改革の一環としてそういうことも考えてみたい、そういうことを申し上げておるのであります。

短期的な問題としては、与野党で書記長・幹事長会議もあり、政審会長・政調会長会議等もございまして、それらの推移を見守ってまいりたいと思う次第でございます。

○久保亘君 減税の手段については、所要財源の措置についてはいろいろな方法が考えられると思うのでありますけれども、所得税減税を内需拡大のためにやるべきだということについては総理のお考えもわかりましたが、大蔵大臣はそのことについてはいささかどうすべきだということで別に御異論はございせんか。

○国務大臣(竹下登君) 別に異を挟む考えはございませんが、今までの経過から見ますと、要するにシャッUP以来の公平、公正、簡素、選択、そして

て活力ということで税体系の見直しをやらうと、それを国会でお約束しているわけですが、それで国会の議論を通じたものを土台として、それを税調でやっていただくこと。一方、今御指摘がありましたが、与野党の幹事長、書記長の話し合いも継続しておると。そうしてそれをどう調和さすかというの、なかなかこれは中身もいろいろ議論を詰めてみなければならぬので、だからしたがって、いつの時点でどのように調和させて実現に向かっている作業をしよう、税制当局としてそういうところまでは詰めていないということが現状でございます。

○久保亘君 そうすると、例えば六十一年度に本格的な所得税減税を行うという方向で、そのためにどういうふうな財源を求めればいいのかということ、御検討になるというふうに考えればよろしいんですか。

○国務大臣(竹下登君) やはりそれ以前の問題じゃないかと。税体系そのものの見直しを始めよう、こういうことになっておるわけですから、六十一年度に本格的な減税を行いたいというところまでは私も私も議論は詰まっていらない問題ではないか、これは従来の経過からしてみても、本格的な減税ということになりますと課税最低限、それから一方出てまいります税体系の見直しからすれば、いわゆる区分を何区分にするかとか、そういう大変な本格的な減税でございまして、六十一年にまず減税ありきと、そしてその前に、さればその財源は何に求めるかという議論のもう一つ前の議論がこれからこの国会の議論を集約して税調等で行っていただく課題ではないか、こういう事実認識をしております。

○久保亘君 河本國務大臣が主張されております内需拡大の考え方というところは、今大蔵大臣が言われたことよりも少し積極的な、テンポを速める考え方で御主張になつてゐるのではありませんか。

○国務大臣(河本敏夫君) 昨年の政府税調の答申、それから自民党の税調の答申、それから衆参

両院の予算委員会における議論、総理の御発言、大蔵大臣の御発言等を受けて、一方で相当大規模な増税をするが、それを全部所得税あるいは法人税の減税に回す、こういう基本問題を中心に議論が展開したわけですから、私は大変いい方向に行っているなと、こう思つて大きな期待を持っております。

今、日本の力を十分發揮するためには、やはり何をおいても税制の抜本改正を急ぐということが必要だと思ふんです。ところが、これがいつのことかわからないということになりますと、せっかくの大きな柱があるのにそれを立てることができない、大変残念に思ふので、その基本方針は今総理と大蔵大臣がお述べになったとおりで私は結構だと思ふんですが、後は時期の問題でございます、できれば一刻も早く進められることを期待いたしております。

○久保亘君 大蔵大臣のお立場からは非常に慎重におなりになるのはこれはわかると思ふんですが、経済摩擦の問題、内需拡大の問題ということをやらなきゃならぬという全体的な責任の立場に立てば、総理大臣としてはこの所得税減税に対して非常に積極的な取り組みをしなければならぬとお考えになつてゐるという理解をしてよろしいでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) シャッUP以来の税制のゆがみ、ひずみ等を是正するために、たゞいま竹下大蔵大臣が申された五原則等を中心に将来これを課題として取り上げたいと国会でも答弁申し上げておまして、その中には所得税、法人税の減税も含む、むしろこれを積極的に考えている、そういう要素があるのであります。

しかし、これはいづれ税調に諮問をして、政府税調等であるいろいろお考えを承つてやるということでありまして、いづれ将来ということ、いつやるかということはまだ未定であります。

○久保亘君 いつやるかというのは未定だというのはそれはよくわかりますけれども、総理のこの所得税減税による内需拡大が必要だという立場に

立っていくならば、いつやるかということについても、例えばこれがいろいろ準備によつて可能であるならば六十一年度にはそういうことを実行したいという、その意思をお持ちになるかどうかということは非常に重大だと思ふんですね。いつやるかということ、非常に消極的なところえ方の場合と、できることならばなるべく早い時期にという考え方をした場合とは、非常にその取り組み方は違ふと思うのですが、そこをお聞きしたいわけなんです。

○国務大臣(中曽根康弘君) 所得税減税、法人税減税というのは、内需拡大のために私は言っていないんです。シャッUP以来の税制のゆがみを直すために、税に対する不満感が非常に強いようです、これを直す必要がある。そういうことで一貫して申し上げておるのであります。

しかし、対外政策に関する諮問の答申に基づくものは、内需拡大という面での税の問題を論じていることは事実である。その税が果たして所得税がいいのかあるいはそのほかの税がいいのか、よく論ぜられるように住宅関係の投資減税がどうか、そのほかのものがあつて得るのか、そういう問題はまた別個の問題として検討すべきものであります。財政学の今までの例から見れば、レーガンの例等から見ると、所得税減税というのは消費拡大には効いてきてゐる、そういうことは言えると思ひます。

○久保亘君 総理のお考えはわかりましたが、あなたの与党の四役の方々も所得税減税を早急に行うべきだというお考えを表明されておるやに聞いております。この問題については、今それぞれの大臣のお考えも伺いましたので、積極的にひとつ今後御検討をいただくようお願いをいたしておきます。

先ほどの問題なんでありまして、補助金整理特例法による国の立場からの財政効果について五千四百八十八億円という御説明がございましたが、これは補助金という立場で見た場合にはそうでありましても、実際には本年度、この特例法に

基づく削減のしわ寄せというのは、それじゃどこへいくわけですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 先ほど申し上げましたように、補助金の引き下げによりまして五千四百八十八億円の国費の削減になるわけでございます。そういたしますと、地方団体の立場から見ますと全体といたしまして五千八百億円の負担増が、地方財政計画上でございますけれども出てまいるということでございますが、それらの点につきましては、各般の措置をとることによって地方財政の運営上支障ないように配慮しているということでございます。

○久保亘君 国の方の財政上の削減額が五千四百八十八億になって、地方が五千八百億負担して、そしてそれは所要の措置をしたので地方自治体に財政運営上の支障は来さない、こういうことになる、結局この特例法が節減したその金額というのはだれが負担するんですか、そこをはっきりしてください。結局、この五千四百八十八億でも五千八百億でもいいが、その金額をだれが負担するのか、それをきちんと説明してください。

○政府委員(平澤貞昭君) 細かいお話になります。先ほど申し上げましたように地方団体といたしまして五千八百億円の負担増になるわけでございますが、これにつきましては、一つは交付税の特例措置で千億円、交付税に特例加算いたしておきます。そうしますと残りが四千八百億円ございますけれども、そのうち非公共部分、いわゆる経常経費関係は総体で二千六百億円ございますので、先ほどの千億円を引きますと千六百億円というのが残るわけでございます。これにつきましては、いわゆる富裕団体である交付税を受けていない不交付団体、この分が六百億円、それ以外に千億円が、いわゆる交付団体分というのがあるわけでございますけれども、これについては後ほど自治省から詳しいお話があるかと思いますが、これは自治大臣と大蔵大臣との覚書で将来しるべき措置をとるということになっております。

あるわけでございますけれども、このうち、いわゆる補助率が公共事業について引き下げられたことに伴いまして国費が浮いてまいりますのは、またさらにそれを公共事業で使うというふうなことにしております。その千二百億円部分相当の地方負担の増につきましては、これは建設地方債の増発によって措置しております。それからさらに残りの二千億円につきましては、これはやはり大臣同志の覚書で元利償還に要する額の二分の一に相当する額を、将来この分は基準財政需要額に元利償還部分を算入することにしたしておりますので、それが現実化する場合には二分の一額で見るということで処理するということでございます。

○久保亘君 素人によくわかるようにやってもいいんですが、結局、この特例法が節減した分をずうっと最終的に帳じりを合わせていくと、これを交付税の中で見たとか見ないとかいう話はどうでもいいんだけれども、最終的に五千八百億円というのはい千億円は国が見た、六十年度について残りの四千八百億円は地方交付税の中で見られるということに国が措置するということになれば、三二%の外枠でやるわけではないんでしょう。それだから、そうならば地方の財源の中で処理されるということに最終的にはなるんじゃないですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 基準財政需要額に結果的に算入されるわけでございますけれども、そのうち六百億円は不交付団体の部分でございますから、結果的にはそれは措置されないということとは事実でございます。

それ以外のものにつきましては、先ほど申し上げましたように、各般の措置をとっているわけでございますが、その中で、また技術的になりますけれども、いわゆる公共事業の事業費がふえた部分、これにつきましては基準財政需要額には算入しますが、元利償還分について将来措置するといふふうにはなっております。

○久保亘君 ここに鹿児島県知事が五月の七日に記者会見をされた報道の記事がございますが、こ

の中で「一括法案は地方への負担軽減だと反対した立場上、国に対して早く法案を成立させよとは言えない。しかし、現実には厳しい。知事会など地方団体も動かざるを得ない」と、こういうことをおっしゃっているんです。結果的にはこの特例法によって地方自治体に負担が軽減されるということとは間違いないんでしょう。運営上支障を来さないようにすると言われているのは六十年度の運営上のことを言っておられるのであって、そのツケを国が将来全部面倒を見て地方自治体には一切迷惑かけません、負担軽減はいたしませんと言っているんじゃないでしょうか。

○政府委員(平澤貞昭君) また技術的になります。六十年度につきましては千億円とそれから建設地方債で見られるわけでございます。したがって、その限りでは地方財政の運営上問題がないわけでございます。したがって、おっしゃいます建設地方債の部分は、結局将来六十一年度以降元利償還の問題が出てくるわけでございますけれども、それにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、措置を将来するものと、それから先ほど申し上げましたように、公共事業の事業量が増加する部分等につきましては、これは措置しない部分と、それぞれ将来にわたっては分かれてまいるわけでございます。

○久保亘君 結局この特例法によって地方自治体に将来、六十年度分についても負担が軽減されていくということになるわけでありまして、その点について、今地方自治体からはこのことについて非常に強い反対があるわけですね。ただ、現実には今年度の地方自治体の行財政運営上これが通らなければどうにもならぬというあなたの方のやり方によって自治体がジレンマに陥ったというのが実情なんです。その点についてこの委員会からいろいろと強い要望を出しているわけですね。それに対してきょうここへ政府側からの措置についてお答えをいただいているのでありますが、特にこの中で非公共事業予算について前倒し早期交付金によって財政負担を生ぜしめないようにする、こうなっ

ておりますが、これは具体的には今までおくれた分を今度は逆に早くやることによって、その財源の運用益によって今まで使った利息を埋めさせる、こういうことだろうと思うんですが、前倒し交付金の運用益というのは全体でどれくらいになるんですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 正確な数字は出ませんが、概算的に申し上げますと、この四月までにまだ生活保護費その他で交付されない部分が千三百億程度あるわけでございます。したがって、この部分をそれでは地方公共団体がどのように資金繰りを賄ったかという場合に、二つのやり方があるかと思いますが、一つは積立金等を取り崩してそれに充当するというやり方、それからもう一つは、資金繰りがつかない部分について資金運用部あるいは金融機関等から借りることによって資金繰りをつける部分等がございます。

そういったしますと、前者の場合は積立金等を恐らく金融機関に預け入れておりますので、その利益を失う、得ばかりし利益を失う部分がある。それから後者の場合は、借金をいたしますので、その借金の金利が出てくるということでございます。したがって、それぞれ金利がいろいろ違っておる部分もありますので、ずばり幾らぐらいになるかということとはなかなか出てまいりませんけれども、概算的に申し上げますと、一カ月恐らく十億円前後の金利負担が出てくる可能性がございます。

○久保亘君 それが今度の前倒し措置によって全部補てんでできる、こういう意味だろうと思っております。それはそういうふうな理解をしておきましよう。それから大蔵大臣、午前中も税山委員との間にいろいろ議論がございましたが、この特例法の一年限りの期限法の部分、この部分についてはこれを来年度はもう現行法に戻るのであるというふうな御答弁をいただいておりますが、そんなことではないんじゃないですか。それはこの法律で特

例法の時限の部分は一年限りとなっておるんですから、当然にこれは六十一年度には適用されない、六十一年度の予算編成に当たっては適用されない、これが当然の状態ではないでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 結果的に言へば、久保さんの御発言のとおりまさに一年限りの法律でございますから、それは六十一年度には適用されないわけでありまして、中で恒久措置として整理されたものはこれは恒久措置として続くわけでありまして、その一年限りの暫定措置のものはそれで今の法律の適用期間は終わる。したがって、申し上げておきますのは、六十一年度以後どうか、こういうことについてはこれから一年かかって、去年の十二月からの一年でございますから、この予算編成までにそのあるべき費用負担のあり方を基本的に議論をして、それで対応していきたいですと、こう申しておるわけでありまして。

○久保君 そうすると、これから一年かかってということになりますと、来年もまた予算と特例法が一緒になってくる、こういうことになってくると同じような問題を起すわけですから、この問題はもう今からわかっているわけだから、私は概算要求が行われる前に結論を出すべきものだと思ふのです。私どもの党と自民党の政調会の役員の皆さんと六十年度予算について協議をいたしましたときに、私も出席をしておったのでありますが、そのとき自民党の政調の責任者の方々の方から、できるだけ概算要求の前には来年度の方針をきちんとするように努力したい、こういうようなお考えも表明をされておりますが、一年かかってという意味は、来年度の予算の概算要求が出される前には出すという意味ですか、それとも予算編成の前には出すという意味ですか、それとも来年度の予算を国会に示すときに一緒に出してくるという意味ですか、これはどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) まず二つありますが、政調関係の方々と、私もそういう立場にあったことがございますが、話をしますときには、何として

も大蔵原案が出た後で与野党の協議をしますと、もう入り込む余地がないと言ふとちよつと表現が適切でありませんが、なかなか実を結ばない、したがって概算要求の前から話し合ひしていくのが妥当だという議論はよくある議論でありますし、私も本当は与野党協議というものはそうあるべきだなど何度か思ったこともございます。

ただ、今の問題につきましても、私ものどにつかえておられます。おっしゃいますとおり、予算編成の手順としては、まずは国会が終われば概算要求の基準をおまえさんら決めるじゃないか、そうして八月末に法律に基づいて概算要求が出てくるじゃないか、その前に勝負をつけておかぬことには実際問題としてずるずると行つてまた十二月そのものの勝負になるじゃないか、こういう懸念といふものを私も感じないわけではございません。

ただ、それは言つても、概算要求までにそれじや今後の費用負担のあり方がすべてにわたつて結論が出るような状態であるかというところになりますと、これはなかなか難しい問題だと思ひます、なかなか社会保険等の過去の議論の経緯をずっと読んでみますと、そうすると、さあ概算要求のときにどういふひくくり方をするか、これははよくぞ知恵を出してみなければいかぬなど、しかしそう言へば、やはりそれまでに間に合ふすぐらいなスピードで勉強してみろ、こういう意見も当然出てくるだろう、そういうものを考えながら対応していかなければいかぬが、率直に申しまして、概算要求の際に、概算要求基準を決めるときに補助率の点について完全に政府部内で合意に達するだけのスピードでもって進めていくというのには私は難しいんじゃないかな、こういう感じがしております。

そうすると、十二月になればまたぞろ、いわばまず政策ありきの後の予算じやなく、予算と一緒に出てくる可能性があるんじゃないかという御指摘があります。なるほどその可能性もあるかもしれませんが、中では何ぼか外れていきますですすね、恒

久化した分やあるいは六十一年度から変わっていくであろう年金等が何ぼか外れていきますと、今の法律よりは少しく整理されたものになるのか、こんな感じを、もう率直に申し上げた方がいいと思ひまして、あえて感想を含めて申し上げたいわけでありまして。

○久保君 いろいろ難しくなりますと大蔵大臣の答弁というのには非常にわかりにくくなるのでして……

それで、結局のところは、ことしこれだけ問題になったことをまた来年も同じようなことをやるぞというふうなことで、来年はこの特例法は廃止しようという問題はございせんというなら、それはもうどういふことではないんですか。しかし、またこれを延長するかもしれないような口吻を漏らされるから、非常に私も少しは問題に思ふわけですね。それも、ことしと同じようなやり方でされるというわけにはいかぬだろう、こう思つておられます。きょうは時間ありませんから、また機会があることにやりたいと思ひます。

それからこのように特例法に一括してやるというやり方、非常にこれは悪いやり方だと私は思ふんです。きょう午前中にも意見がございました。こういうことが許されると、将来は、政府がだんだんファッショ化する、予算に關連する法律を全部まとめて特例法ということに国会に出すというところまで可能になってくるわけなんです。特に私が問題にしたいのは、この一括法案の中に義務教育費国庫負担法の改正が恒久的な法改正として含められていくことです。これは予算委員会でも大蔵大臣に申し上げました。これは明らかに義務教育の制度の改正にかかわる問題、だからこのような問題を一括法に含めて出すというものは非常に問題だと思ふ。これは議論しても仕方がないと思ふので、私の意見を繰り返し申し上げておきます。

そして、その際予算委員会等で文部大臣も自治大臣も大蔵大臣も述べられたと思うのであります

が、例えば教材とか旅費とかいふものについて一般財源化しても、決して現状よりも下回るような結果が出てくることはない、こういうことを言っておられたのであります。私が、ある県について調査をしてみたいところ、この県の三十七の市町のうち、例えば教材費で今度の六十年度の市町の予算において前年を上回ったものは九市町であります。あとの二十八市町は前年よりも下回り、最も低かったところは前年比三九・一%という市がございまして。このようなものは、予算委員会一般財源化に当たつて御説明になったことと実態が著しく食い違ふものではないだろうかと思ふんですが、これは自治大臣に聞きますしうかか。

○国務大臣(古屋幸君) 教材費と旅費についてのお話だと思つてそういう点からお答えいたしますが、大体地方団体の現状から見まして、地方の行が仕事として定着をされているという観点から、私どもは大蔵省あるいは文部省と話し合ひまして、こういう定着しているものについては今後補助から外して交付税措置をもつて見るということにしておるのでございます。

今お話しのように、ある県では先生の御指摘のように交付税が大体前よりも減つていられるという話でございますが、これはまた私文部省とも話し合ひまして、これは地方の市町村が交付税のうちでどういふふうに分けるか基準を示して、その基準を恐らく、どういふ理由によって減らしてあるのか、いろいろな理由によって減らしてあるのか、はなからうかという私は感じはして、その等々後から教えていただきます。私も十分、この地方交付税というものは、御承知のように市町村に大体国が単位費用とかそういうものを決めまして指示しておるのでございまして、地方が自主的に、消防なんかでもそれでございまして、国の要望に沿つて決めるというものでございまして、そういう自主的な決め方について、もしそういうような点があれば私の方の総計の数字、単位費用

等におきましては、教材費は物価の上昇等を考慮いたしまして二・六ですか三%、ちょっと数字は忘れましたが、ふやしておるわけでございます。旅費は前年どおりということにしておるのでございますが、そういうようないきさつもありますので、もし差し支えなければ後ほどそういう県、市町村を教えていただきまして、私どももそういうことがないように市町村にもよく連絡をいたしたいと思っております。

○久保直君 文部大臣、やはり国庫負担制度がつけられた精神に照らせば、この一般財源化を行う特例法の措置によって、つまり義務教育費国庫負担法の改正によって、つまり義務教育費国庫負担法が後退する傾向が現実にあつてゐるというならば、この点については文部省としては非常に重大な問題だと受けとめなければならぬと思ふんですが、そのことと、もしこのようなことをさらに拡大をして人件費に及ぼす、こういうことになりますれば、そして今のような結果が現実に出てくるということになれば非常に大きな問題だと思ふんですが、文部大臣の意見を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(松永光君) 六十年度の市町村の予算編成の中で教材費について五十九年度よりも減少しておる市町村があるという御指摘でございますが、どういふわけで少ない額を予算計上したのか、その理由等を私どもは市町村にきましてまた先生が掌握していらつしやるものがあればそれを教えていただいて、それに基づいて調査をして適切に対処したいと、こう考えておるわけでありまして、教材費の關係で一般的に言へば、国庫負担制度のときには毎年毎年同じような額で画一的に整備が進められていくだらうと思ふんです。しかし、一般財源化したしますと、今年は少なくするが来年は多くするとか、あるいは再来年はうんと多くするとか、そういうその市町村市町村のいろいろな事情に応じて多少というか、ある程度の増減をしながら計画的な整備がなされるというそういう面はあらうかと思ひます。

教材はその性質上一年こつきりでなくなるものではなくして、やはりある程度の耐久力もあるものがありますし、また新しく学校ができればうんと要る。しかし、一回整備すればあと何年かはもつというようなこともあらうかと思ふのであります。そして、どういふわけで六十年度が減つたのか、そういう点も勘案しながらよく調べた上で適切な指導その他もしていかんやならぬ、こういうふうにして思つてゐるわけでありまして。

なお、人件費の關係でございますが、毎度御答弁申し上げておりますように、義務教育費国庫負担制度の根幹をなすものは人件費についての国の負担だといふふうに私も考えておりますので、これが国庫負担制度の根幹だと考えております。したがつて、その根幹は今後も守つていくように最大限の努力を私どもはしてまいる所存でございます。

○久保直君 今の文部大臣の人件費に関する見解については、大蔵大臣としても今後十分に尊重をする立場でお考えいただく、こう理解してよろしうございませうか。

○国務大臣(竹下登君) 今文部大臣からお答えもありましたし、そしてなかなか人件費の問題で榮養職員のお方、事務職員のお方等々の問題についてこれを外すようなことがあつてはならないという強い意見があることは、十分私は承知をいたしておるつもりでございます。

ただ、私の立場から申しますならば、あらゆる予算に対していふゆる聖域を設けることなくという大きな大義に包んだ場合、これだけは久保さん、初めから考えておりませんという立場には立ちたくても立てない立場にあるということでありまして。

○久保直君 わかりました。今、そういう大蔵大臣の全体を見る立場からはそれは言えぬけれども、まあよくわかつておりますと、こういうふうにおつしやつたものだと思ふし、こういふふうでございますか。

○国務大臣(竹下登君) 久保さんがそういうふう

に御理解をいただいたとすれば、それが間違ひでありますと言ふ考えはございません。

○久保直君 それでは、きょうはもう一つちよつと。

これだけ国民に対して補助金削減というふうな厳しい行政改革が進められる中で、最近金融機関の公共性を疑はせるような問題が社会的な問題としてマスコミに連日登場をいたしてあります。今日、平和相互銀行で起きている不良債権の問題とかあるいは内紛の問題とか、こういうものは相互銀行法の目的から見た場合に、預金者の保護とか金融機関の公共性という立場から見るとは、著しくこの目的にもとる状況にあるのではないかと思ふんですが、平和相互銀行に対する大蔵省の検査の結果はどうなつてゐるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(吉田正輝君) 平和相互についてのお尋ねでございますけれども、金融機関の検査は預金者の保護と信用秩序の維持等のための金融機関の健全経営を維持して金融機関の公共的機能の円滑な發揮を図ることを目的としておこなつておるわけでございまして、このような観点から平和相互銀行についても定例検査を行つておるわけでございまして。

その内容でございますけれども、個々の金融機関の検査でございますので、具体的に述べることには差し控えていただきたいと存じております。

○久保直君 この平和相互銀行については、現在、新聞や雑誌等で報道されるところでは、不良債権が貸出総額九千億前後のうち三千億とも四千億とも言われている。これがもし事実であるとするれば非常に重大な問題だと私は思ふんですが、大蔵省が銀行等の検査を行なう場合の着目点の最も重要な課題というものは、不良債権の分類率がどうなつてゐるかと、こういうことだと思ふんですが、今あなたは社会的ないろいろな問題もあるからその個々の結果については言え

ないとおつしやるけれども、今日ほどいろいろな報道がなされておれば、むしろ明確にこうであるということをおつしやるのが国民の不安をなくするものだと私は思ふんですが、だから、不良債権の分類率とか、検査に当たつてこういうことを問題としたというふうなことにしてぜひ報告をしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(吉田正輝君) 先ほど申しましたように、個々の金融機関の検査結果につきましては、信用秩序の維持という見地がございまして、從來から具体的に述べることが差し控えてきただいてゐるわけでございまして。

そこで、この平和相互銀行、特定の個別金融機関について検査はいたしてゐるわけでございまして、不良債権がどのくらいあるか、あるいはいふゆる分類額がどの程度あるかというふうなことを申し上げるわけにはまいりませんが、私どももいたしましては、從來、当該銀行についての検査を通じては、例えば融資体制の改善とか経営姿勢の厳正化等の問題については厳しく指摘しておりました。今後とも引き続きその徹底を求めてまいりたいというのが私どもの態度でございます。御指摘の信用秩序の維持、預金者保護については十分注意をいたしてゐるところでございます。

したがうして、この相互銀行につきまして、その内容について申し上げるわけにはまいりませんけれども、預金者保護については十分注意しておりますので、預金者保護を阻害するほどの経営内容ではないというふうな存じてゐるわけでございまして。これがただいま精いっぱい申し上げられるところでございます。

○久保直君 それでは私の方から聞きますが、大蔵省が検査をされた結果、平和相互についてはいろいろ内部の問題等もあつて、また経営にも問題があるために資金量が伸び悩んでおる、それから融資の面では逆に大口融資が増加をしたり、無担保融資が粉飾されていたり、それから資産の内容が悪くなつてゐる、収益が著しく悪くなつてい

る、不良債権の分類率が高くなっている。このようになことについて、私が今申し上げたようなことについて、検査の結果、平和相互銀行に対して大蔵省が注意を喚起されたことがございますか。

○政府委員(吉田正輝君) ただいま資金量、融資量の伸びについての御質問でございます。最近に至りましては、一般に相互銀行の資金量の伸びは低下しているわけでございますけれども、六十年三月末で前年比七%ほどの増加は示しているわけでございます。

どのような指導をしているかということでございますが、例えば不良債権の額などをお尋ねのようでございますけれども、私も私としては、先ほど申し上げたとおり、検査を既に大体二年ごろの間隔で行っておりまして、その都度経営姿勢の厳正化、融資体制の改善強化あるいは大口信用集中の排除等々、先生の御指摘の問題につきましましては厳正に指導し、預金者保護に遺憾なきを期するようにはしているわけでございます。

○久保重君 この平和相互銀行の不良債権が三千万以上あるというように報道されておりますが、これらのものは特に関連企業等に対して大口融資をされている、また元利の償還ができなくなる融資をして返還させるといふようなことをやっているためにだんだん累積されてきたものであるという報道等があるが、不良債権が三千万以上あるという指摘については大蔵省としては否定されますか、それともそのような報道があることはやむを得ないとお考えになりますか。

○政府委員(吉田正輝君) 繰り返すようで恐縮でございますけれども、個々の銀行の資産内容、特に銀行の場合には、資産内容を検査した内容につきましては、信用秩序の維持という問題もございまして、不良債権がそもそも何であるかという議論もあるわけでございます。その不良債権を、例えば不良の程度などによりましていろいろな概念

の違いがございしますので、一概にその先生のおっしゃっている額がどうであるということも申し上げかねるわけでございすけれども、私も私もいたしましては、先ほども申し上げたように、厳正に指導してまいり、預金者保護に遺憾なきを期してまいりたいと思っております。御理解をいただきます。

○久保重君 不良債権の性格についてはいろいろあると言われておりますが、大蔵省は検査される際には不良債権が幾らあるかということをお調べされるわけでしょうか。だから、あなた方はそれを知っておられるわけですか。ただ、言えないと言っておられるのであつて、性格上何が不良債権かわからぬというようにことで検査されますか。

○政府委員(吉田正輝君) いろいろあるというふうにお聞きしたわけは、例えば担保が十分に入っているか、少し足りないか、あるいは貸し付けた場合に利息を完全に回収しているか、あるいは事業がうまくいかなかったときに回収可能かあるいは回収不可能であるか、あるいは徹底的にこれは不良で回収できないものであるかとか、いろいろなものがございまして、そういうものを指して全体としてその不良の程度、そういうものがあつて、なるべく健全なように私どもは指導しているわけでございすけれども、そういう意味でやや、私、余計なことを申し上げたようにございすけれども、不良の程度についてもいろいろあるというふうにお聞きしたわけでございます。

○久保重君 程度の差はあつても不良は不良です。それだから、不良が何ほあるのかと、こういうことで言つてもらへばよいんです。

それで、そういう不良債権を口実にしてどうか、それを理由にして、今この平和相互銀行では内部紛争を起して提出を求めたり、関連企業に銀行の株券の担保として提出を求めたり、あるいは持ち合いになつて企業を株をそれで支配しようとしたり、ほとんど例のない銀行側が会社更生法の適用を裁判所に申請をしたり、いろいろなことが起つておられるわけですか。そうすると、そ

の中に今度は突然もう私どもが目回すような百八十億というような金をばんと貸してくるようなものが出てきたり、そういうようなことで、大変社会的に国民の間には、一体この相互銀行は何をしているんだらうかという不安があるようなことが毎日出てくる、やはり大蔵省はしっかり検査をし監督官庁として指導されておりますかという疑問が残るんです。

だからそのことにはきちと答えてもらわないと、お答えできませんとどこかの偉い人がこつて言つたこともありますが、そればかりやっておられるとわからぬわけですし、それで私は、信用秩序を回復するというか、信用秩序を保持するためにも、今報道されているようなことはどうなのかということをお尋ねしたいと思つたと思つたんですが、大蔵大臣、平和相互銀行などのような相互銀行は最近あちこちで問題が多いけれども、特にこの平和相互銀行のうちに三、四千億が不良債権だと言われているような状況になつて、そして外から見ると、何か昔の何とか屋敷のお家騒動みたいなことが報道されたりいたしますと、これで法律に基づく金融機関の公共性を保持しているものであろうか、これで預金者の保護がきちと行われているものであろうかというところで疑問が残つてくるんですが、これをやはり定例の検査に任じておいていいというふうにお考えでしょうか。このような金融機関については大蔵省は監督官庁として特別検査で厳正な指導を行うべきだと私どもは思つていますが、大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(竹下登君) 二、三年周期で行います定例検査、これはあるわけでございますが、こういう問題につきましましては、いわゆる個別の問題で論議は差し控えていただくとしまして、一般論として申し上げますならば、金融機関が健全経営の確保に注意を払つておられるかどうか、そしていろいろな動きに注意を払つておられるかどうか、今後とも信用秩序の維持、預金者保護の観点から必

要に応じて指導監督を行つてまいりたいというところが、個別問題は別としての、一般論としてお答えする限界ではなからうかというふうに考えます。

○久保重君 何かどうも長期に大臣をやつておられるせいか、ますます難解な答弁になりまして、やはり国民の方にはわかりやすくきちと答えてもらいたい。これだけ問題があると、監督官庁はきちと検査をして、そして国民の間に信用秩序の混乱を来すようなことがないようにちゃんと指導する、そのためには必要なら特別検査もやりまして、こういうことにはどうしてならないんですか。

○国務大臣(竹下登君) 信用を最も基本といたします金融機関のいわば個別の問題を引用しながらの御質問ということになりますと、やはり一般論としてお答えをするというところが限界ではなからうか、私はこういうふうにお考えをします。したがって、いろいろな動きについては十分注意を払つておられて、今後とも信用秩序の維持とか預金者の保護とかいう観点から必要に応じて指導監督を行つていきたい、こういう姿勢をお答えすべきではなからうかというふうに思つたわけであります。

○久保重君 法務省にお尋ねをいたしますけれども、銀行が、ダメージとしてつづつてくる関連企業に対して不良債権を多額に抱えていることがわかつていながら、なおここに大口融資を行うということは、これは刑事責任を伴うようなことにならないのかどうかということ。

それから一般論として、銀行の役員が関連企業に融資をしたものを低利でもって逆融資を個人的に受けるということがあつた場合には、これは背任罪を構成するものかどうか、この点について伺いたい。

○政府委員(寛榮一君) まず最初の点でございますが、具体的な事実関係が明らかでございせんので、刑事責任があるかないかということをお断定的にお答えすることは難しいかと思つてます。た

だ、一般論といたしまして、不良債権を多額に抱えておいて、そこに大口融資をしてもその回収が不能になるというような状況下で行われ、さらに商法の背任罪の要件でございまして、図利加害の目的あるいは任務違背、損害発生あるいは損害発生、認識という要件が備わりますれば、商法上の特別背任罪というものが成立する場合も考えられるというところでございまして。

二番目の、銀行の役員が銀行から融資をしそれを個人的に低利でまた借り受けるという点ですが、融資を受けるという場合、直ちにそれが背任になるかという点、これも事実関係いかんによりまして、今御指摘の点だけでは背任ということとは難しいかと思ひます。やはりその間に入つた会社の状況あるいはそういう大口融資をした銀行の役員の認識あるいは地位、その場合の状況というものを勘案いたしまして特別背任罪の成否を検討されるべきものというふうに考えております。

○久保直君 大蔵大臣もこの平和相互銀行の現状については十分な関心を持って適切な強い指導を行ふべきものという考え方を表明されておりますので、その結果を待ってさらに私お尋ねをしたいと思ひますが、自治大臣、赤字会社が政治献金を行うことは政治資金規正法二十二条によつて禁じられておりますか。

○政府委員(土田榮作君) ちょっと担当政府委員が参つておりませんので、至急調べまして御返事申し上げます。

○久保直君 こんなのは常識だから、自治大臣はわからぬが、総務庁長官あたりはよく御存じのよう。

それでは、私はお聞きしたいんだけれども、中曾根総理大臣は、山王経済研究会というのとはあなたに關する政治資金団体だと思ひますが、間違ひございせんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私に關係しては政治資金団体にそういうのがあつたと記憶してあります。

○久保直君 この山王経済研究会というのは、私

が調べただけでも、五十六年、平和相互銀行の関連企業であります旅友開発から四回にわたつて百二十万円、それから五十七年は十回にわたつて百四十万円、五十八年は同じく十回にわたつて百四十万円の献金を受けております。ところがこの旅友開発というのは、これは設立以来赤字になつたことはありませんが、累積赤字は三十億円を超えております。これは明らかに政治資金規正法に違反する政治献金だと思ひますが、自治大臣、このような政治献金は違法ではありませんか。

○国務大臣(古屋亨君) 今のお話の点は、ひとつ至急調べまして、違法であるかないかお返事したいと思ひます。

○久保直君 調べなくても、私が言つたことは、これは自治省に届けてあるんだから間違ひないんです。旅友開発というのは、膨大な赤字を抱えて今や平和相互銀行の関連企業として平和相互から融資を受けて、いろいろとゴルフ場や不動産関係の仕事をやつてゐる会社なんです。この会社から総理大臣にかかわる政治資金団体に政治資金規正法に反する献金が行われるということ、これは総理大臣が一々御存じになつてゐるわけじゃないと思ひます。私は非常に遺憾なことだと思ひます。

また、各年次にわたつて、平和相互銀行からのかなり多額の利息がこの経済研究会に収入として報告されております。ほかの銀行にございせんから、山王経済研究会というの口座は平和相互銀行のみにお持ちのよう感じておりますが、総理大臣はそういう意味で平和相互銀行とはかなり深い御関係がございせんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) そう深い関係はございせん。私、經理の内容はよく存じませんが、そういう後援会の中の会費としてあるいはいたいておるのかもしれない。よく調べてみます。

○久保直君 これは調査していただいて、自治大臣、もし違法な献金であればしかるべき措置をなさるべきだと考えております。

それから平和相互銀行と深い関係はないということでもございましたが、今、平和相互銀行の内紛に絡んで、川崎定徳という会社の社長さんが平和相互の株式の取得その他で非常に御活躍のようございまして、この社長の佐藤茂さんという方は総理大臣は懇意な方でございせんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 知つております。

○久保直君 あなたを総理大臣にする会のメンバーと伺つておりますが、そうでございせんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 別にそういう会があるわけじゃありませんが、そういう人々のグループの一人におつたと記憶しております。

○久保直君 それで最後に伺ひたいのでございまして、今、総理大臣の政治資金団体等におきましても、平和相互銀行とかなり深い関係がございまして、私は思つております。また、これにかかわつておられる川崎定徳の社長さんも、今申し上げましたような中曾根康弘を總理にする、何か康弘の会とかいう、これ私的な会だと思ひますが、そのメンバーのお一人だと思つております。こういう方々をめぐつて平和相互銀行が今社会的に非常に問題となつてゐるわけにございましてけれども、このような相互銀行のあり方に対して総理大臣として一言御意見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 佐藤氏がそういうこととで今動いてゐるかどうか私全く知らないことと、今初めて承つた次第でございまして。いづれにせよ相互銀行が、内紛のためであるかどうなためであるか知りませんが、世間を騒がすようなことがあつて信用を落とすようなことがあることは適当でない、できるだけ速やかにそれらのものが取れんされて、そして預金者や一般の人たちに安心を与えるようにすることが必要であると思つております。

○佐藤昭夫君 今回の法案による国民生活への重大な犠牲、打撃、これを隠すために政府はしきりに、一年限りの措置だとか、自治体には万全の財源措置をしたとか、国民生活には直接の影響はない、こういう言い方をしておりますけれども、こ

れらは全く国民をだますのであります。具体的な例を通して明らかにしてまいりたいと思ひますが、第一に、同僚議員からも少しありました福祉切り捨ての実例としての特別養護老人ホームの問題であります。

まず、現状について聞きますが、現在、全国での寝たきりなど要介護老人の数は、そのうち特別養護老人ホームに入つてゐる数は、これは幾らか、それらが今後どういふふうになる見込みか、厚生省、お答えください。

○政府委員(正木馨君) 要介護老人についてのお尋ねでございますが、寝たきり老人につきましては、厚生行政基礎調査、これは毎年やつておりますが、三年ごとに寝たきり老人の調査を行つております。五十九年の調査によりますと、在宅の寝たきり老人、それから入院されておられる寝たきり老人は約三十六万六千人と言はれております。このほかに、特別養護老人ホームに五十九年現在で約十一万二千人の方が入つておられます。

ところで、寝たきり老人につきましては将来の推計というのがなかなか難しいわけにございまして、先生御案内のように、高齢者の割合がピークになるのは西暦二〇二〇年と言はれておりますが、現在の寝たきり老人の割合で推計いたしますと、約百万人くらいにはなるのではないかと云はれております。そういう意味合いから私どもとしては、できるだけ寝たきり老人にならないようになつてゐることで、その発生の予防といった面について力をいれなければならぬ。また、現在特別養護老人ホームは千五百二十二カ所、定員は先ほど申しましたように約十一万二千と言はれておりますが、今後ともそういう要介護老人の増えを踏まえながら整備を図つていかなければならぬというふうに思つております。

○佐藤昭夫君 今回、特別養護老人ホームに対しても補助率が引き下げられるわけにありますが、これは六十一年度には必ずしも戻す、こういうことですか、厚生大臣。

○国務大臣(増岡博之君) お答えいたします。

社会保障関係の補助金の一律カットにつきましては、今回の措置といたしましては六十年限りで、暫定措置であるわけでありまして、六十年一度以降につきましては、従来からいろいろ御議論のありますように、国と地方の役割分担、費用負担の見直しを行いますことを政府部内で検討いたしておるわけでございます。その検討の結果を踏まえまして適切に対処してまいりたいと思っております。

○佐藤昭夫君 今の厚生大臣の答弁もそこにあいまいでありますが、きょうも同僚委員がこどもも大蔵大臣にも尋ねておられますが、今中座しておりますけれども、まことにあいまいであります。総責任者としての総理に確かめたいのでありますけれども、いろいろわかりにくいことを言っておるけれども、財政再建の見通しも厳しく、政府としての本心は一年限りでは済ませたくない、これが本心じゃないですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは本年の暫定措置として、法律として明記してお願ひしているわけなのでございます。

○佐藤昭夫君 しかば聞きましよう。それならば六十年度は必ずしもへ戻すというふうに明言をしてください。

○国務大臣(中曾根康弘君) この点も、党の最後の調整の段階におきまして三省大臣においてよく検討して将来のことを考える、そういうことに処置してあるのであります。

○佐藤昭夫君 そういう言葉が続いてくるんですから、依然として不安はぬぐえないということであるわけでありまして、いろいろな言い方でもって、この一年限りだから、暫定だからひとつ我慢をしてもいい、こういう問題として済む問題では決まれない。今回のこの特別養護老人ホームの関係でいけば、補助率を十分の八から十分の七へ引き下げるどころの問題ではない。今後国庫の支出を最大限削るために、制度そのものの大改悪の準備を来年に向けて政府は着々と進めているんじゃないか。厚生省は中間施設に関する懇談会

なるものを設置して、老人ホーム入居費用のうちの生活費などは本人または家族の負担、介護費用は社会保障で賄うと、こういう新方式を鋭意検討しているんです、大臣。

○国務大臣(増岡博之君) この中間施設のことにつきましては、高齢化社会になりました疾病構造が変化したしまして、長期慢性の疾患を有する、しかも生活の介護を必要とする、そういう方々がふえてきて、したがってその方々のニーズが多様化することに対応するために考えられておるものでございまして、決してほかの要素から手がけておるものではないと存じます。したがって、意見をまとめた上で、四月二十四日に懇談会をスタートしたわけでありまして、その具体的な方向、内容、費用の点等まだ全く白紙であるわけではございまして、これから検討する問題でございます。

○佐藤昭夫君 全く白紙だと言っているのが、例えば本年の一月二十四日の社会保障制度審議会の総理に対する建議でありまして、この中で今私が引用したような、そういう新方式に変えていったらどうかというのを提起しておる。当然これを土台にして懇談会なるもので今厚生省が検討しておるということでしょう。ですから、夏には中間報告をまとめて、そして年内には大体まとめをする。そして六十年年度からこの新方式を実施する、という、こういう考えであるんじゃないんですか、大臣。

○国務大臣(増岡博之君) 懇談会の日程につきましてはおっしゃるとおりでございますけれども、その中身につきましてはこれから御審議いただくわけではございまして、あらかじめ想定をしておるわけではございません。

○佐藤昭夫君 少なくとも法に基づいて設置をした制度審が建議した内容でありますから、これを重視し、これを土台にしていくというのは当然のことでしょう。にもかかわらず、まだ議論を始めておるところだから白紙で何とも言えぬ。しか

し、そういう言い方で事を隠し通す、こういう形はもう通用いたしません。この隠し通せない証拠があるわけですから。厚生大臣も総理もよくごらんください。この「りぶる」という御婦人向けの自民党の機関誌、本年の四月号の十四ページですね。その一面を使って、問題の特別養護老人ホーム問題が書いてある。

この中にはつきりと「六十年年度から実施したい」と。そして厚生省は構想を固めたと言っているんです。そして「次期国会に関連法改正案を提出する方針」だと、もう極めて具体的、明確に書いてあるじゃないですか。何が一体まだ議論を始めたところで、海のものとも山のものともわからぬ、白紙でございまして、そんな言い方がどうして通用するんですか。自由民主党、大臣の皆さん方の所属をする政党の与党、その機関誌にはっきりこういふふうに書いておるんですから、これでも隠すというんですか。大体このことを知っていますか、こういう機関誌が出てくるというところ。大臣、総理大臣、それぞれ御承知かまず聞きましょう。

○国務大臣(増岡博之君) 機関誌につきまして、その内容につきましては私も相談を受けておりませんけれども、いろいろ新聞記事その他に予測的なものが出ておりますから、そのようなことをもとに判断せられたのだと思います。まだその内容を読んでおりませんので論評は差し控えたいと思っておりますけれども、大方の経緯はそのようなことではなからうかと思っております。

○国務大臣(中曾根康弘君) 厚生大臣と同じ答弁です。

○佐藤昭夫君 少なくとも中曾根さんは自由民主党の総裁でありますから、いや相談を受けていません、そういう言い方で通る問題じゃありませんね。この機関誌の内容については党の総裁が責任を持つてしょう。当然国民はそういうふうに見ますよ。それならば、あなたこれお貸しします。——いいですか。私が今引用したとおりです。問題箇所、こういうふうに赤線を引っ張って

おきましたけれども。海のものとも山のものとも決まっていけないというんですから、本当にそういうことであれば、この内容については撤回、修正する、文字どおり白紙に戻す、こういうことを総裁の責任で考えますか。どうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 予想記事というのは時々書かれるものであります。

○佐藤昭夫君 あなたのとこの党の記事です。

○国務大臣(中曾根康弘君) よく調査してみます。

○佐藤昭夫君 そういう言い方で逃げ切ろうとすればするほど、いよいよ怪しいということになるわけですから。

そこで総理、言うまでもありませんが、お年寄りとは今日の日本社会の発展を築いた功労者、恩人でありまして、しかるに、国から出すお金を極力減らすために、私が引用いたしましたような形です。つかの間の特別養護老人ホームをつぶして、いわばお年寄りに命を切り裂くような思いをさせる、こういうことが一体政治と言えらるべきであらうでしょうか。この点についての総理の所見はどうでしょう。

○国務大臣(増岡博之君) 先ほどからお話し申し上げております中間施設は中間施設として考えようとするものでありまして、従来からの特別養護老人ホームにつきましても、この数年間、毎年八千人ずつふえておるわけではございまして、特養老人ホームにつきましても、今後も数をふやしていこう、収容人員をふやしていこうというところでございまして、これまでの政策と矛盾するものではないと考えております。

○佐藤昭夫君 特別養護老人ホームを今後ともふやしていくというのは、現に私がもう幾つかの角度から指摘をしておるうちに、この制度を変えようというところで今準備をやっているんじゃないですか。総理、私が言いました日本社会発展の功労者のお年寄りへの対処としてこういういふ措置をとるといふことが政治かと、どうですか、御意見。

○国務大臣(中曾根康弘君) 厚生大臣が今までの申し述べたとおりであります。

○佐藤昭夫君 それならば、厚生大臣のあいいうその答弁を天下の総理大臣も確認をした、こういうことにおきましよう。とにかく、この問題一つをとっても一年限りの我慢、国民に直接影響はないと、こういう言い方は真赤なうそであるということが明瞭になったということを強調しておきたいと思ひます。

次の問題であります、教育に対する影響の問題で聞きます。

まずお尋ねしたいことは、さきに発表されました臨時審議の概要その二、これは端的に言つて、いわゆる教育自由化の問題については少な目に見ても、私勘定してみましたけれども十一ページ、二百五十行にわたつて詳細に述べておる。ところが、教育条件整備の問題ではわずか半ページ、十六行、この程度にしか触れないということになってゐます。教育の充実発展の焦眉の課題として受験地獄解消のための高校増設や私学助生拡充、すし詰め学級やマンモス学校の解消など、切実な国民の要求を全く軽視してこれに背を向けるものであると言わざるを得ないわけであり、この教育条件整備の課題について政府としても臨時審議と同じような位置づけ、考え方のなかどか。この臨時審議は特に中曾根総理の肝いりで発足したのでありますから、この点についてまず総理の御意見を聞きましょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 臨時審議は今各委員が懸命に議論をなされていろいろな考えを持ち寄つてゐる最中でございますので、その過程における議論についていろいろ論評することは差し控へたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 念のため文部大臣に聞きます。私の尋ねてゐるのは、自由化の問題については十一ページ、二百五十行にわたつて延々と述べてゐる、しかし教育条件整備の問題についてはわずか半ページ、十六行しか触れてゐない、こういう臨時審議の考え方、これを是とする立場か、どう

ですか。

○国務大臣(松永光君) 臨時審議が先般公表いたしました臨時審議の概要その二は、今日までの臨時審議における極めて精力的な審議の経過を国民の皆さん方に公表いたしました、そうしてそれについての国民の御意見をいろいろ聞かしてまいりたい、こういう趣旨で出されたものであります。私は、そのことは、教育改革について大変な期待を持つていらつしやる国民に大きな関心を深めたという意味においては有意義なことであつたと思ひます。この臨時審議の概要その二、今日までの臨時審議の経過を国民の皆さん方に公表いたしました、そうしてそれについての国民の御意見をいろいろ聞かしてまいりたい、こういう趣旨で出されたものであります。私は、そのことは、教育改革について大変な期待を持つていらつしやる国民に大きな関心を深めたという意味においては有意義なことであつたと思ひます。この臨時審議の概要その二、今日までの臨時審議の経過を国民の皆さん方に公表いたしました、そうしてそれについての国民の御意見をいろいろ聞かしてまいりたい、こういう趣旨で出されたものであります。

教育条件の整備のことでございますが、先ほど先生が触れられました高等学校の建設等につきましては、先生も既に御承知と思いますが、今日におきましては高等学校進学希望者の九十九%以上が実際に進学しておるわけでありまして、ただ人口急増地帯等につきましてはまだ高等学校の建設が必要な面があるわけでありまして、これにつきましては国の補助等もいたしまして鋭意その条件整備を進めてゐるところであります。我々の責務においてなすべき教育条件の整備は、今後とも一生懸命その整備のための努力をしてまいるつもりでございます。

○佐藤昭夫君 臨時審議の報告を余り弁護されまうと、結局あなた方大臣も教育条件整備の課題についてはあんな程度の触れ方ではよろしいという軽視の思想のあらわれだ、こういうふうに見ざるを得ないわけでは。

今回の補助率のカット、これをめぐつて、さつきも言いましたように、政府がしきりに一年限りだと言つたことを言つておられますけれども、教育の分野の関係で見ますと、現に昨年度学校事務職員や栄養職員等の給与費を義務教育費国庫負担法から外そうという動きがあつた。このことが示し

ますように、これも一年限りどころか、もっと広範な教育費についての切り込みが六十一年度に出るんじゃないかと予想されるのであります。いやそうじゃない、こうしたのは断じて再燃させない、もう決着済みの問題で検討の対象外だといふふうにはつきり約束できるなら約束をしてもいい。まず責任者の文部大臣、どうですか。

○国務大臣(松永光君) 六十年度予算編成の過程で栄養職員、事務職員の給与についての論議がなされたことは私も承知いたしております。何回もこの委員会でお答えいたしておりますように、義務教育費国庫負担制度の根幹をなすものは教職員の給与費等の人件費の国庫負担ということでありまして、その根幹は今後も守るよう最大限の努力をしていく決心でございます。

○佐藤昭夫君 守るべく最大限努力をすると言つても、もうそういうことは金輪際起こり得ませんといふふうには言われない。なぜならば、さつきも大蔵大臣は、経過は承知しているけれどもいかなる聖域もつくりたくない、こういう言い方を依然としてされておる。したがつて、その同じ御答弁をまたここで繰り返して聞いても始まりませんから、こうなると総責任者の総理大臣に聞きます。大臣のニュアンスが違ふんです、文部大臣と大蔵大臣。総責任者の総理の見解は、教職員人件費をカットの対象にするという論議は、もうこれは二度と浮上しないといふふうには約束できますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 所管大臣たる文部大臣の考えのとおりに思つております。

○佐藤昭夫君 その文部大臣の答えがあいまいなものであります。最大限努力をすると言ふんですけれども、そういうことはもう二度と表には出させません、こういうふうには言われないんですから総理大臣に聞いてゐるんです。どうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先ほど申し上げたとおりで、所管大臣を信用しております。

もう一つの問題です。今回の法案によつて、小中学校の教材費が国庫負担対象から恒久的に外されることになったのに伴つて、政府は、衆議院での審議の中で昭和五十三年からの第二次教材整備十年計画はしたがつて文部省の責任は外れる、棚上げになる、こういうことを述べてゐるわけでありまして、今後は地方自治体の自主性に任ず。でありますから、都合によつては教材整備が後退するところが出てまいりやうがない、こういうのが文部省の見解ですか。

○国務大臣(松永光君) 教材の整備がおくられても構わないなどという気持ちは全くございません。国庫負担の対象から外れまして一般財源化したしましたから、今までは整備十年計画は形式的にはなくなるけれども、教材の整備は大事でありますから、今後とも都道府県教育委員会を通じて市町村関係部局に対する指導助言を適切に行つてまいりまして、教材の整備を今後とも進めてまいる所存でございます。

○佐藤昭夫君 適切に指導を徹底して、そういうおそれが出ないようにやつていくのだ、こう言つても、そういう自治体があらわれないような、それを保証する法的な措置、財政的な措置、この担保がないじゃないですか。しかも、現に今までももう二十年近く教材整備長期計画をやられてきたわけですから、話に出てゐますように、その整備率は今に至るも四八%。そして国がこういうふうにお金を出して、それに基づいて市町村や学校がどういふふうには教材の整備をされてゐるかという整備状況、これを逐年掌握するといふことを文部省はやってきてゐない。今まではさうなんです、今後ともつとひどいことが起こるだらうという心配を持つのは当然じゃないやありませんか。私は幾つかの問題を挙げました。しかし、本当に教育費の問題を通して、一年限りの措置だ、あるいは万全の措置をしてゐるとか、国民に直接の影響をもたらすことはない、こういう言い方でこの法案を押し通そうといふようなことは許されるものじゃないといふことを改めて強調し

ておきたいと思うんです。

そこで、次の問題ですが、去年の八月、国立教育研究所は四部から成る大部の報告書、「校内暴力事例の総合的研究」というものを発表しました。そこでは問題校の共通原因として、大規模校に校内暴力が多発している。生徒数一千人以上、教職員が四十五人以上のところで、どうしてか、教員間、生徒間の意思統一を欠く。したがってマンモス校の解消は急務だということを強調しておるわけであります。しかし、こうしたマンモス校の解消は遅々として進んでいません。ようやく近年、文部省もマンモス校解消の方針を打ち出して一定の財政措置を始めていますけれども、一体マンモス校解消はどれくらい進んでいますか。

○政府委員(阿部充夫君) いわゆるマンモス校などの程度のものとしてとらえるかということが前提にあるわけでございますけれども、私どももいたしましては、各地方の実態等から見まして、三十一学級以上の学校を対象として種々検討等も行ってきておるわけでございます。

先生御案内のように、毎年文部省といたしましては国庫補助、用地費の補助あるいは建築費の補助というのをいたしまして、三百校程度の学校が新設されてきておるわけでございますけれども、他方、小学校、中学校が急増期にかかっていったというような事情もございまして、学校をふやすけれどもまた子供がふえるというようなイタチごっこのような感じがあつたわけでございます。最近に至りましてそのピーク時を小学校は通過いたしましたし、中学校もややそれを通過せんという時期に来ておるわけでございます。そういうようなことから、例えば五十八年度と五十九年度を比較いたしますと、五十八年度二千三百三十八校というところまで来ておるといふようなところが現状でございます。

○佐藤昭夫君 今もちょっとありましたように、文部省の調査で、昭和五十九年五月段階、三十一

学級以上のマンモス校が千八百三十八、文部省は五十九年、六十年で五十校解消する、こういう方針を立てて取り組んできたのですけれども、結果としては、この措置に乗って解消したのは二校、こういう姿でありますから、マンモス校解消の措置というのは全く大海の一滴であります。これさへも今回の学校建設補助金のカットによつて一層おくれるのではないかと、こういう心配が生まれてくる。この際、文部省としてマンモス校解消のための根本的方策を確立する。さつき紹介をいたしました国立教育研究所の報告は、文部省の設置している研究所の権威のある、とにかく四部作の膨大な実例研究報告で、その中に、生徒数一千名以上、これは四十人学級で割り算すれば二十五学級以上ということになるかと思いますが、そういうマンモス校の解消方針を訴えているのでありますから、ぜひこの方向に沿つて、文部省として必要な財政措置を確立することを含めてこの問題に対する取り組みを一段と前進させてもらふ必要があるか、というふうに思いますが、文部大臣どうでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 先ほど局長が答えましたように、マンモス校の解消については文部省としては鋭意取り組んでおるわけでありまして、マンモス校が存在するところはほとんどが大都市でありまして、そして地価の高いところでありまして、一番の問題は実は用地取得難、これが一番の大きなマンモス校解消の障害であつたわけでありまして、五十九年度から、マンモス校の解消のための学校の分離につきまして、その用地を取得する場合には、児童生徒急増用地取得費補助という制度が前からあるわけでありまして、その制度をマンモス校解消のための用地取得についても一定の条件のもとに適用するといふ措置をして、マンモス校解消に取り組んでおるところでございます。

なお、文部省の一応の標準としては二十四ないし二十五学級を標準としておりますので、三十学級以下であっても、分離、新設する場合には優先的に国庫補助をつけ、標準的な学校になるような措置もいたしておるところでありまして、今後ともこの問題には鋭意取り組んでまいれる所存でございます。

○佐藤昭夫君 マンモス校問題の悩みは養護学校の場合特に深刻であります。昭和五十四年に養護学校義務化が実施されて以降、養護学校のマンモス化、そのもとでの教育指導上の大きな困難について文部省は実態を調査しているでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 突然のお尋ねで、担当政府委員がおりませんのであるが正確を欠くかもしれませんが、養護学校は、形式的にと申しますか、文書等で調査をするとかいふようなことはいたしておらないようでございます。

○佐藤昭夫君 私は最近、私の地元の京都の養護学校の実情をいろいろと調べてみました。何しろ児童生徒数で百五十人以上、教職員数で五十人以上、これは先ほどの国立教育研究所の研究報告で、教職員五十人以上のところはなかなか難しいといふことも言っておる。その関係であります。そういう学校が京都では分校を含めて十四校のうち六つあります。全国的にも五百ほどのうち百五十ぐらいが百五十人以上の児童生徒数というところじゃないでしょうか。そこで、スクールバスが満杯で、乗りおりに時間がかかって通学時間に余計な時間を食われ、本来の授業がどうしても欠けがちになる、教室の過密をさばくために図書室や特別教室をつぶさざるを得ない。障害児にとつて体育は欠かせないので、過密のために体育館の割り振りがまことにうまくいかない、子供がひしめいて廊下でのけが多い、こういう実情をいろいろつぶさに聞きました。

京都は障害児教育の割合進んだ県であります。多くの県では教職員の定数減退傾向のもとで、大規模校になるほど教員一人あたりの児童生徒数が増加する傾向がございます。ところが、養護学校については適正規模を示す基準が今日に至るも全くないといふ状況でありますので、この際私は提言をしたわけでありまして、養護学校について正常な運営、行き届いた教育指導ができるよう学校の適正規模基準を早急に文部省として検討してもらいたいというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) お話にもございましたように、養護学校につきましては、先ほど大臣からお答えいたしましたように、普通の中小学校に比べて二十四というように、普通の中小学校について設けておるような適正規模の基準と申しますか、標準というものをつくつておらないわけでございます。これは先生も御案内のように、養護学校につきましては児童生徒の障害の種類も非常にさまざまございまして、またその程度もそれぞれ非常に多種多様であるといふようなこともございまして、また、それぞれの地域の実態等もいろいろ違いがあるだろうと思つてございまして、そういう点からいへばむしろそれぞれの地域の設置者がみずから適切な規模を判断して措置するのが適当であらう。全国一律の標準をつくつてそれを縛るというような方式が適当かどうかという点もございまして、現在までのところ、そういうものをつくつておらないわけでございます。御指摘もございましたので、今後なお一つの課題として念頭に置いておきたいと思つておりますけれども、そういう事情でつくつていないということとを御理解いただきたいと思つてござい

○佐藤昭夫君 とにかく、こうして地方自治体に対する補助金もカットされる、ますます自治体の財政は苦しくなる、しかし養護学校義務化で入ってくる子供の数もふえるといふことで、とにかく学校をふやすわけにはいかぬといふことで、どんどんどんどん養護学校がマンモス化したと申すと大変な教育上の困難が生じます。こういうことと、念頭に置いていふ程度じゃなく、本当にひとつ真剣に、文部省としてこの養護学校の適正規模基準を定めるという問題を検討に上せてもらいたいといふことを特に文部大臣に要望しておきた

いと思ひます。いずれにしましても、今回の法案によりますと、養護学校建設の補助金までカットされるという事でありますから、こうなりますとマンモス校解消という焦眉の課題にますます逆行する、こういう点からいっても、ぜひこの法案は撤回されるべきだということを改めて強調しておきたいと思ひます。

ところで、福祉教育など、国民生活分野には耐えがたい犠牲を押しつけながら、片や軍備拡張、大企業奉仕の政治がますます強まっているというこの中曾根政治については断じて承服できないわけでありまして、そういう角度からもう少し幾つかお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず第一、いわゆる軍事費のGNP一％枠の問題で質問をいたします。

まず総理、先日の当委員会が我が党の橋本議員の質問に対してあなたは一％枠を守る、こういうふうに答弁をされていますが、この考えは変わりませんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 守りたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 その後の新聞やテレビの報道によりますと、五九中業の策定が近づいてくる、そのこととかかわって、五九中業期間中の軍事費総額が十九兆円にもなり、一％枠突破は必至だと、こういうもっぱらの報道であります。

そこで、今も再確認をいたしました一％枠を守りたいという答弁に照らして、あなたは五九中業期間中もGNP一％枠を守るべく努力する、こういうことですか。

○国務大臣(加藤紘一君) 私たち政府としましては、ただいま総理大臣が申し上げましたとおり、一％の閣議決定は守りたいと思ひております。

五九中業と将来の期間内のGNP一％との関係でございますが、五九中業につきましては現在作業中でございますので、その総額がどの程度のものになるのか明確に申し上げられる段階ではございません。

○佐藤昭夫君 防衛庁長官は何を勇んでか、私が

答弁も求めているのに早々と答弁に立たれたのであります。今五九中業については作業中だと、同時に閣議決定については守っていきたい、こういうことを言われた。ここではそういうことを言われても、よその場所では違つたことを言っているという重大なことが今起こっているのじゃないですか。

先日の七日の日本工業倶楽部での講演において、あなたはその講演の中で、一％枠の中で五九中業をつくり上げることは容易じゃないと強調して、一％枠遵守の閣議決定には関係なく中業の作業をしている、こういうふうに話をしたと伝えられていると思ひますか、事実とすればこれは重大発言、撤回をしてもらわぬといかぬ。どうでしょう。

○国務大臣(加藤紘一君) ただいま申しましたように、五九中業につきましては作業中でございまして、明確な数字を申し上げられる段階ではございません。個々の装備をどうするか、そういうものの議論をやっている段階でございまして、明確に申し上げられないという前提でございまして、けれども、では、あなたの作業を見ている印象はどうかというふうに聞かれますと、いろいろな状況から見て、個々の議論から見ても、私の直観的な感じではGNP一％の中で五九中業をまとめる切るのは容易なことではないと、ただ、それを本当に明確な形で、どういう数字になるのか、何兆円になるのか、何％になるのかといったら、なかなか今申し上げられる段階ではないということでございます。

工業倶楽部における講演は、委員御指摘のとおり、まさに今御指摘のような発言をいたしました。た。

○佐藤昭夫君 いや重大になってきたんですよ。前段で言われました印象として、まだ数字まで詰められるという局面じゃないけれども、防衛庁長官の印象として、一％枠の中で五九中業をつくり上げるという事は難しい、こういう印象を述べた。それはそれとしておきましよう、そのことに

ついて私は意見はありますが、それとしておきましよう。しかし、トータルにおいて私の指摘のそういう話をしたとおりであります。私がもう一つ言つたのは、一％枠遵守の閣議決定には関係なく中業の作業をしていますというふうに加藤さんは講演で言つた。こうなると、つい今も私が確認を求めたあなたも、閣議決定は守つてまいります、こう言つたんだから、守つてまいりますということと関係なく作業をやりますということ、これは明らかな矛盾、食い違い、責任をとってもらいたい、こういうことにならざるを得ないですね。もう一遍答弁してください。

○国務大臣(加藤紘一君) たゞたび衆議院、参議院で申し上げているところでございすけれども、中期業務計画というものの性格についての御判断の差があるのではないかと思つております。

中期業務計画というものは防衛庁の内部資料であつて、そして概算要求をする際の基準となる資料であつて、そして五年間にわたるものであつて年度のものではない、そういうような性格のものであります。五十一年度の三木内閣におきます閣議決定というものは、政府が決定いたしました予算案の段階におけるGNP比ということになるのではないかと思います。現実五九中業の一つ前の計画の五六中業を見ていただきますと、これまでひとつ明確な形でございすけれども、五六中業の段階でも上限と下限がありまして、上限といふとこの程度の金額かな、下限だとこの程度になるのかなとこう言われておつたわけですが、その上限の数字におきましてはGNP一％の見通しを超えておつたわけでございます。しかし実際は、予算が策定された段階ではGNP一％の天井との間にはかなりの差があつたということがその後の客観的事実でございます。

○佐藤昭夫君 GNP一％枠という閣議決定方針、これは当然大臣としての遵守義務があると、守りますというふうにきょうもそのこと自体の問いに対してはそう答える。ところが、中業の作業についてはその枠に拘束されることなく、あなた

の講演では関係なくいろいろ作業をやつておるといふこの言い方は、遵守義務をもうみずから突き崩すような発言だとして、私は許されないことだといふふうに思ふのであります。そこを合理化する理屈として、あなたは中業というのは防衛庁の内部資料作成だからこれは閣議決定方針といふば関係ないんだといふような理屈を言われるわけですね。

それならば総理に、結局総責任者に聞かましよう。あなたは今の加藤大臣の論法と同じ考え方ですか。中業の作業というのは閣議決定方針と関係なくいろいろやつたらいいんだ、こういう考え方ですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 中業は、専門家が集まつて正面装備をどうするかといういろいろな専門的な分野でおのおの局部的に議論して合つて、それが最終的に積み上げてくるものが中業でしよう、多分。今その局部的ないろいろな議論の最終であつて、最終的な積み上がりという段階には来ていないことは明らかだろうと私は思ひます。そういう意味において今測定する、判定するということとは難しい。しかし、今政府といたしましては守りたいと申し上げておるのであります。これは正式の予算決定を行う、毎年度毎年度の予算決定についての一％というのとは言つておるわけでありまして、そういう意味におきましては私は守りたい、そういうことを申し上げておるのであります。

○佐藤昭夫君 政府としては中業についても一％枠の方針、閣議決定方針を守つていききたい、しかし中途経過の中業の作業、これはいろいろあるでしよう、こういう言い方かと思ひますが、念のために聞きます。中業を積み上げるんだと、いよいよ中業策定の結論を出す、このときには一％枠のこの方針を遵守するという立場で積み上げをやるんですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 中業は私がやっているんじゃないので、今防衛庁の専門家がやっているの、それがだんだん上へ上へ上がつてきて内局で

請願者 大阪府堺市鳳中町六丁二一四 小

山敏 外千四百四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五六六三号と同じである。

第五六七号 昭和六十年四月二十二日受理

国庫補助金の一割削減反対に関する請願

請願者 大阪府堺市桃山台四丁一一一ノ一

西田勝 外千四百四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五六六三号と同じである。

第五六八号 昭和六十年四月二十二日受理

国庫補助金の一割削減反対に関する請願

請願者 大阪府松原市天美南四ノ三ノ二

神谷広一 外千四百四名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第五六六三号と同じである。

第五六九号 昭和六十年四月二十二日受理

国庫補助金の一割削減反対に関する請願

請願者 大阪府堺市高松三九四ノ三 山田

一彦 外千四百四名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第五六六三号と同じである。

第五六七〇号 昭和六十年四月二十二日受理

国庫補助金の一割削減反対に関する請願

請願者 大阪府堺市上野芝向ヶ丘町六丁七

四 村田敏彦 外千四百四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五六六三号と同じである。

第五六七一号 昭和六十年四月二十二日受理

国庫補助金の一割削減反対に関する請願

請願者 大阪府堺市深井中町一、一五四ノ

二二 前田光義 外千四百四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五六六三号と同じである。

第五六七二号 昭和六十年四月二十二日受理

国庫補助金の一割削減反対に関する請願

請願者 大阪府貝塚市久保七ノ一ノ二〇一

井上千代吉 外千四百四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五六六三号と同じである。

第五六七三号 昭和六十年四月二十二日受理

国庫補助金の一割削減反対に関する請願

請願者 大阪府南河内郡河南町中七九四

池田進計 外千四百四名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第五六六三号と同じである。

第五六七四号 昭和六十年四月二十二日受理

国庫補助金の一割削減反対に関する請願

請願者 大阪府堺市高倉台二丁一二ノ八三

浦野正一 外千四百四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五六六三号と同じである。

第五六七五号 昭和六十年四月二十二日受理

国庫補助金の一割削減反対に関する請願

請願者 大阪府堺市上之四三ノ二 八尾

伊佐雄 外千四百四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五六六三号と同じである。

第五六七六号 昭和六十年四月二十二日受理

国庫補助金の一割削減反対に関する請願

請願者 大阪府和泉市伯太町三ノ五ノ一

西野貴彦 外千四百四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五六六三号と同じである。

第五六九八号 昭和六十年四月二十二日受理

補助金等削減反対に関する請願(二通)

請願者 横濱市戸塚区戸塚町三、四〇六ノ

四 芳本勲 外二百四十四名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四九六六号と同じである。

第三号中正誤

改正

二一 直すに

三二 よりますば

六二 持ってる

〃 刻後

三 注力

六 間接

誤

直ちに

よりますれば

持てる

後刻

活力

間接

正

第四号中正誤

改正

三 市町

六 できるだ

二 補償

〃 思んで

三 今度

三 今度

誤

市長

できるだけ

保障

思うんで

今度

正

昭和六十年五月十七日印刷

昭和六十年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C